

半期報告書

本書は、EDINET (Electronic Disclosure for Investors' NETwork) システムを利用して金融庁に提出した半期報告書の記載事項を、紙媒体として作成したものです。

株式会社フュージョンパートナー

(941471)

目 次

【表紙】	1
第一部 【企業情報】	2
第1 【企業の概況】	2
1 【主要な経営指標等の推移】	2
2 【事業の内容】	4
3 【関係会社の状況】	4
4 【従業員の状況】	5
第2 【事業の状況】	6
1 【業績等の概要】	6
2 【生産、受注及び販売の状況】	8
3 【対処すべき課題】	9
4 【経営上の重要な契約等】	11
5 【研究開発活動】	11
第3 【設備の状況】	12
1 【主要な設備の状況】	12
2 【設備の新設、除却等の計画】	12
第4 【提出会社の状況】	13
1 【株式等の状況】	13
(1) 【株式の総数等】	13
【株式の総数】	13
【発行済株式】	13
(2) 【新株予約権等の状況】	14
(3) 【ライツプランの内容】	23
(4) 【発行済株式総数、資本金等の状況】	23
(5) 【大株主の状況】	23
(6) 【議決権の状況】	24
【発行済株式】	24
【自己株式等】	24
2 【株価の推移】	24
【当該中間会計期間における月別最高・最低株価】	24
3 【役員の状況】	24
第5 【経理の状況】	25
1 【中間連結財務諸表等】	26
(1) 【中間連結財務諸表】	26
【中間連結貸借対照表】	26

【中間連結損益計算書】	28
【中間連結剰余金計算書及び中間連結株主資本等変動計算書】	29
【中間連結キャッシュ・フロー計算書】	32
【事業の種類別セグメント情報】	50
【所在地別セグメント情報】	52
【海外売上高】	53
(2) 【その他】	60
2 【中間財務諸表等】	61
(1) 【中間財務諸表】	61
【中間貸借対照表】	61
【中間損益計算書】	64
【中間株主資本等変動計算書】	65
(2) 【その他】	79
第6 【提出会社の参考情報】	80
第二部 【提出会社の保証会社等の情報】	81
監査報告書	巻末

【表紙】

【提出書類】 半期報告書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成19年3月16日

【中間会計期間】 第21期中（自 平成18年7月1日 至 平成18年12月31日）

【会社名】 株式会社フュージョンパートナー

【英訳名】 Fusion Partners, Co.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 吉田 圭一

【本店の所在の場所】 東京都渋谷区渋谷3丁目12番22号 渋谷プレステージ

【電話番号】 03 - 6418 - 3960

【事務連絡者氏名】 取締役 木下 朝太郎

【最寄りの連絡場所】 東京都渋谷区渋谷3丁目12番22号 渋谷プレステージ

【電話番号】 03 - 6418 - 3960

【事務連絡者氏名】 取締役 木下 朝太郎

【縦覧に供する場所】 株式会社大阪証券取引所
(大阪府大阪市中央区北浜一丁目8番16号)

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

(1) 最近3中間連結会計期間及び最近2連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移

回次	第19期中	第20期中	第21期中	第19期	第20期
会計期間	自 平成16年 7月1日 至 平成16年 12月31日	自 平成17年 7月1日 至 平成17年 12月31日	自 平成18年 7月1日 至 平成18年 12月31日	自 平成16年 7月1日 至 平成17年 6月30日	自 平成17年 7月1日 至 平成18年 6月30日
売上高 (千円)	443,460	714,150	888,459	1,026,453	1,436,154
経常利益又は経常損失 (千円)	120,598	24,229	74,027	166,770	72,522
中間(当期)純利益又は中間(当期)純損失 (千円)	199,060	3,473	74,664	314,848	63,306
純資産額 (千円)	1,243,696	1,615,962	1,740,951	1,153,896	1,772,872
総資産額 (千円)	1,456,452	1,851,062	2,025,939	1,326,117	2,221,637
1株当たり純資産額 (円)	9,491.98	11,326.81	12,256.56	8,752.51	12,195.15
1株当たり中間(当期)純利益又は中間(当期)純損失 (円)	1,543.57	25.57	522.33	2,417.30	453.70
潜在株式調整後1株当たり中間(当期)純利益 (円)		24.92	519.06		443.01
自己資本比率 (%)	85.4	87.3	85.3	87.0	79.2
営業活動によるキャッシュ・フロー (千円)	159,221	23,827	30,907	242,416	77,336
投資活動によるキャッシュ・フロー (千円)	260,377	14,456	63,152	312,474	32,895
財務活動によるキャッシュ・フロー (千円)	480,870	269,462	312,772	493,751	208,333
現金及び現金同等物の中間期末(期末)残高 (千円)	848,794	998,594	709,504	731,984	1,054,522
従業員数 [外、平均臨時雇用者数] (名)	46 [12]	50 [14]	57 [17]	46 [13]	55 [18]

(注) 1 売上高には、消費税等は含まれておりません。

2 第19期連結会計年度及び第19期中間連結会計期間の潜在株式調整後1株当たり中間(当期)純利益については、1株当たり中間(当期)純損失であるため、記載しておりません。

(2) 提出会社の最近3中間会計期間及び最近2事業年度に係る主要な経営指標等の推移

回次	第19期中	第20期中	第21期中	第19期	第20期
会計期間	自 平成16年 7月1日 至 平成16年 12月31日	自 平成17年 7月1日 至 平成17年 12月31日	自 平成18年 7月1日 至 平成18年 12月31日	自 平成16年 7月1日 至 平成17年 6月30日	自 平成17年 7月1日 至 平成18年 6月30日
営業収益 (千円)	114,099	124,000	96,006	246,099	226,006
経常利益又は経常損失 (千円)	50,401	19,003	13,546	31,481	23,417
中間(当期)純損失 (千円)	128,741	26,548	7,608	136,667	136,591
資本金 (千円)	937,833	1,126,748	1,133,011	948,027	1,132,885
発行済株式総数 (株)	134,264	142,784	149,539	135,074	149,529
純資産額 (千円)	1,553,674	1,991,660	1,522,752	1,566,133	1,636,946
総資産額 (千円)	1,580,014	2,012,884	1,546,864	1,594,172	1,959,134
1株当たり純資産額 (円)	11,857.75	13,960.20	10,711.14	11,879.41	11,254.99
1株当たり中間(当期)純損失 (円)	998.30	195.48	53.22	1,049.29	978.91
潜在株式調整後1株当たり中間(当期)純利益 (円)					
1株当たり配当額 (円)				500	
自己資本比率 (%)	98.3	98.9	97.6	98.2	82.9
従業員数 [外、平均臨時雇用者数] (名)	4 [-]	7 [1]	7 [1]	8 [-]	8 [1]

(注) 1 売上高には、消費税等は含まれておりません。

2 潜在株式調整後1株当たり中間(当期)純利益については、1株当たり中間(当期)純損失であるため、記載しておりません。

2【事業の内容】

当社の企業集団（当社及び当社の関係会社）は、当社、子会社7社及び関連会社1社により構成され、グループ経営により、BtoCビジネスを行う企業に対して、マーケティング戦略立案からプロモーション、販売、顧客サポートに至る一連の顧客を創造するための業務を総合的に支援するサービスを中心に事業を展開しております。

当中間連結会計期間における、当企業集団に係る重要な事業の変更はありません。また、主要な関係会社の異動は、以下のとおりであります。

(1) プロモーション・メディア事業

平成18年10月の出資払い込みにより、株式会社ライツアパートメントが当社の関連会社となっております。

(2) データベース関連事業

Database Communications USA, INC.は、平成18年10月に清算終了しましたので連結子会社から除外しております。

3【関係会社の状況】

当中間連結会計期間において、以下の会社が新たに当社の関係会社となりました。

名称	住所	資本金 (千円)	主要な事業 の内容	議決権の 所有割合 (%)	関係内容
(持分法適用関連会社) 株式会社ライツアパートメント	東京都品川区	15,125	プロモーション・メディア 事業	20 (20)	資金援助あり。

(注) 1. 主要な事業の内容欄には、事業の種類別セグメントの名称を記載しております。

2. 議決権の所有割合の()内は、間接所有割合で内数であります。

当中間連結会計期間において、以下の会社が清算により減少しております。

名称	住所	資本金 (千US\$)	主要な事業 の内容	議決権の 所有割合 (%)	関係内容
(連結子会社) Database Communications USA, INC.	Boston, MA U.S.A.	1,000	データベース 関連事業	100	米国における DSSサービスの 提供を目的とし て設立 役員の兼任 1名

(注) 主要な事業の内容欄には、事業の種類別セグメントの名称を記載しております。

4【従業員の状況】

(1) 連結会社の状況

平成18年12月31日現在

事業の種類別セグメントの名称	従業員数(人)
プロモーション・メディア事業	10 ()
データベース関連事業	40 (16)
バリューアップ事業	()
全社(共通)	7 (1)
合計	57 (17)

(注) 1 従業員数は就業人員であり、臨時従業員数は()内に平均人員を外書に記載しております。

2 全社(共通)として記載されている従業員数は、特定のセグメントに区分できない管理部門に所属しているものであります。

(2) 提出会社の状況

平成18年12月31日現在

従業員数(人)	7 (1)
---------	-------

(注) 従業員数は就業人員であり、臨時従業員数は()内に年間平均人員を外書に記載しております。

(3) 労働組合の状況

労働組合は結成されておりませんが、労使関係は円満に推移しております。

第2【事業の状況】

1【業績等の概要】

(1) 業績

当中間連結会計期間における我が国経済は、企業業績の回復に伴って民間設備投資が増加し、雇用環境も改善される等、引き続き回復基調を示しましたものの、個人消費の伸び悩みや原油価格の高騰等、先行きへの懸念を払拭できない状況で推移いたしました。

このような経済状況下におきまして、当企業集団では、製品・商品や各種サービスを幅広く一般消費者に提供する企業を対象として、企業と顧客の円滑なコミュニケーションを支援し、顧客創造に資する一貫性のあるソリューションの提供に注力してまいりました。また、知的財産権に対する関心が高まるなか、状態管理ソフトである

「Patent Manager」のWEB化を完了させる等、当企業集団の根幹をなすデータベース・マネジメントに係るテクノロジーの研鑽にも注力してまいりました。

この結果、当中間連結会計期間における業績は、売上高が888百万円（前年同期比24.4%増）となり、営業利益は75百万円（前年同期比252.2%増）、経常利益は74百万円（前年同期比205.5%増）となり、外形標準課税還付金を特別利益として計上いたしました結果、税金等を差し引きました中間純利益は74百万円（前年同期中間純利益3百万円）となりました。

各事業の概況は以下のとおりであります。

プロモーション・メディア事業

当事業では、広く一般消費者に対して製品・商品を提供するクライアント企業に対して、緻密なマーケティングに基づく効果的なプロモーションを提案するとともに、積極的な人材登用により新規顧客の獲得にも注力する等、事業規模の拡充を推進するほか、メディア・コンテンツを活用したメディアミックス・プロモーションの提案等、多岐に亘るプロモーション戦略の提案を継続いたしました。また、株式会社ウェブ・ポートが企画・運用しております懸賞サイトの譲渡が当中間連結会計期間において成約し、売上高の向上に寄与いたしました。

これらの結果、当中間連結会計期間における当事業の売上高は334百万円（前年同期比57.8%増）、営業利益は32,950（前年同期比553.0%増）となりました。

データベース関連事業

データベース・マネジメントに付帯関連するASPサービス、プロダクトの販売や技術サポート、コンサルティング等のサービスを提供する当事業の当中間連結会計期間における売上高は548百万円（前年同期比9.2%増）、営業利益は74百万円（前年同期比536.8%増）となりました。

なお、本事業は以下の2つの事業分野に区分されます。

() CRMサービス事業

当中間連結会計期間におきましては、プリペイド式カード管理システムの受託開発やWEBアンケートのフォーム作成から受付、集計、分析までトータルで運営管理することができる『総合アンケートシステム』に係る収益計上がありましたものの、アナログ系の従量制ASPサービスは需要の低下により収益が減少し、当事業の当中間連結会計期間における売上高は248百万円（前年同期比6.6%減）、営業利益41百万円（前年同期比0.8減）となりました。

() データベース・コンテンツ事業

当中間連結会計期間におきましては、インターネットによるデータ配信需要が伸び悩み、また、知財管理システムの販売が低調である等、当事業は総じて軟調に推移いたしましたが、メインフレームを使用するクライアントによるアップグレード需要を取り込むことができ、売上高の増加に寄与いたしましたほか、ケーブルテレビ（CATV）事業者向けの気象コンテンツ配信も引き続き堅調に推移いたしました。当中間連結会計期間における売上高は300百万円（前年同期比27.1%増）、営業利益33百万円（前年同期営業損失30百万円）となりました。

バリューアップ事業

当事業は、平成18年3月に実施いたしました株式交換により連結子会社となりました株式会社イー・アライアンスが、顧客企業に対して事業バリエーションや資産価値の向上に関するアドヴァイザリー・サービスを提供するとともに、当企業集団の中期的な事業シナジーの向上に資する企業や事業のデューデリジェンス等を行っております。当中間連結会計期間におきましては、クライアント企業のIPO等に向けたコンサルティング契約を締結する等、アドヴァイザリーフィー等の収益を計上しており、当事業の当中間連結会計期間における売上高は5百万円、営業損失は5百万円となりました。今後も企業の業務提携や各種マーケティング等を通じたバリューアップに積極的に取り組んでまいります。

なお、バリューアップ事業につきましては、平成18年3月に株式会社イー・アライアンスを子会社化したことを契機に新設したため、前年同期比の記載を省略しております。

(2) キャッシュフローの状況

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

当中間連結会計期間における営業活動によるキャッシュ・フローは30百万円となり、前中間連結会計期間の23百万円に比し、54百万円改善いたしました。

その主な要因は、前中間連結会計期間に比べて税金等調整前中間純利益が74百万円増加、売上債権の増減によるキャッシュ・フローが66百万円減少したこと、仕入債務の増減によるキャッシュ・フローが79百万円増加したこと等によるものであります。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

当中間連結会計期間における投資活動によるキャッシュ・フローは63百万円となり、前中間連結会計期間の14百万円に比し、77百万円減少いたしました。

その主な要因は、前中間連結会計期間に比べて無形固定資産の取得による支出が27百万円増加したこと、貸付けによる支出が20百万円あったこと等によるものであります。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

当中間連結会計期間における財務活動によるキャッシュ・フローは312百万円となり、前中間連結会計期間の269百万円に比し、582百万円減少いたしました。

その主な要因は、株式の発行による収入が355百万円減少したこと、自己株式の取得による支出が79百万円増加したこと等によるものであります。

2【生産、受注及び販売の状況】

(1) 生産実績

当企業集団の主たる業務は、ASP及びプロモーションサービスの提供、ソフトウェアの保守メンテナンスといった継続的サポート業務、コンサルティング及びプロダクトの販売等であり、受注形態は多岐にわたっております。このため、数量の把握をはじめ生産概念の意義が薄く、生産実績を把握することは困難でありますので、記載を省略しております。

(2) 仕入実績

当中間連結会計期間（自平成18年7月1日 至平成18年12月31日）における仕入実績を事業の種類別セグメントごとに示すと次のとおりであります。

区分	金額（千円）	前年同期比（％）
プロモーション・メディア事業		
データベース関連事業	69,645	125.4
バリューアップ事業		
合計	69,645	125.4

（注）1 上記金額は、事業区別にロイヤリティ料及び商品仕入価格を記載しております。

2 金額には、消費税等は含まれておりません。

(3) 受注実績

当企業集団の主たる業務は、ASP及びプロモーションサービスの提供、ソフトウェアの保守メンテナンスといった継続的サポート業務、コンサルティング及びプロダクトの販売等であり、受注形態は多岐にわたっております。このため、数量の把握をはじめ画一的に表示することは困難でありますので、記載を省略しております。

(4) 販売実績

当中間連結会計期間（自平成18年7月1日 至平成18年12月31日）における販売実績を事業の種類別セグメントごとに示すと次のとおりであります。

区分	金額（千円）	前年同期比（％）
プロモーション・メディア事業	334,639	157.8
データベース関連事業	548,820	109.2
バリューアップ事業	5,000	
合計	888,459	124.4

（注）1 金額には、消費税等は含まれておりません。

2 バリューアップ事業につきましては、平成18年3月に株式会社イー・アライアンスを子会社化したことを契機に新設したため、前年同期比の記載を省略しております。

3 主な相手先別の販売実績及び当該販売実績の総販売実績に対する割合は、次のとおりであります。

相手先	前中間連結会計期間 （自平成17年7月1日 至平成17年12月31日）		当中間連結会計期間 （自平成18年7月1日 至平成18年12月31日）	
	金額（千円）	割合（％）	金額（千円）	割合（％）
エイジェイシー株式会社	97,331	13.6	106,587	11.9

（注）1 金額には、消費税等は含まれておりません。

2 総販売実績に対する割合が10%未満である相手先は記載しておりません。

3【対処すべき課題】

当中間連結会計期間において新たに発生した事項は、次のとおりであります。

株式の大規模買付行為に関する一定の合理的なルールの導入

(1) 基本方針の内容

当社は、平成18年9月11日開催の取締役会において、「株式の大規模買付行為に関する一定の合理的なルール（買収防衛策）」（以下「大規模買付ルール」という。）の導入を決議いたしました。

当社取締役会は、公開会社として当社株式の自由な売買を認める以上、株主の皆様が特定の者の大規模買付行為を受入れるかどうかは、最終的には当社株主の皆様の判断に委ねられるべきものであると考えます。また、当社株主の皆様が大規模買付行為に際して適切な判断を行うためには、大規模買付者からの情報提供のみならず、当社取締役会を通じた必要十分な情報の提供および大規模買付行為に対する当社取締役会の評価や意見等の提供が必要であると考えます。

当社グループは、子会社7社、関連会社1社を擁する持株会社体制にて経営を行っており、事業領域は多岐に渡っており、株主の皆様をはじめ多くのステークホルダーの下で企業活動を進めております。したがって、大規模買付者のみならず、当社取締役会の双方からの適切な情報が提供されることは、株主の皆様が、甚大な影響を持ちうる大規模買付行為に対して合理的な判断を行ううえで不可欠なものであると考えております。

また、昨今の日本市場においては、当社の企業価値や株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすような大規模買付行為がなされる環境であることは否定できないと考えております。そのような環境の中で、当社は、大規模買付者による情報の提供、および当社取締役会における評価・検討といったプロセスを確保する必要があると考えております。また、当社の企業価値や株主共同の利益に対する明白な侵害と認められる場合には、当社取締役会は、当該大規模買付行為に対する対抗措置を講じることが当社の取締役の責務であると考えております。

上記のような考えに基づき、当社取締役会は、以下のとおり、大規模買付ルールを策定し、大規模買付者に対して大規模買付ルールへの順守を求めます。これにより、株主の皆様に対して、大規模買付行為に関する判断を行うに足る必要十分な情報や当社取締役会の意見等を提供することが可能となり、株主共同の利益および当社の企業価値に資するものであると考えております。

(2) 大規模買付ルールの内容

大規模買付ルールとは、大規模買付者が事前に当社取締役会に対して必要かつ十分な情報を提供し、それに基づいて当社取締役による一定の評価期間が経過した後大規模買付行為を開始する、というものです。

情報提供

大規模買付者には、当社取締役会に対して、当社株主の皆様の判断および当社取締役会としての意見形成のために十分な情報（以下、「大規模買付情報」といいます。）を提供していただきます。大規模買付情報の主要な項目は以下のとおりです。

(イ) 大規模買付者およびそのグループの概要

取締役会評価期間中、当社取締役会は外部専門家等の助言を受けながら、提供された大規模買付情報を十分に評価・検討し、当社取締役会としての意見を慎重にとりまとめ、公表します。また、必要に応じ、大規模買付者との間で大規模買付行為に関する条件改善について交渉し、当社取締役会として当社株主の皆様に対し代替案を提示することもあります。

(ロ) 大規模買付行為の目的および内容

取締役会評価期間中、当社取締役会は外部専門家等の助言を受けながら、提供された大規模買付情報を十分に評価・検討し、当社取締役会としての意見を慎重にとりまとめ、公表します。また、必要に応じ、大規模買付者との間で大規模買付行為に関する条件改善について交渉し、当社取締役会として当社株主の皆様に対し代替案を提示することもあります。

(ハ) 当社株式の買付対価の算定根拠および買付資金の裏付け

取締役会評価期間中、当社取締役会は外部専門家等の助言を受けながら、提供された大規模買付情報を十分に評価・検討し、当社取締役会としての意見を慎重にとりまとめ、公表します。また、必要に応じ、大規模買付者との間で大規模買付行為に関する条件改善について交渉し、当社取締役会として当社株主の皆様に対し代替案を提示することもあります。

(ニ) 大規模買付行為完了後に最終的に経済的利益を得ることを目的として、当該買付資金を大規模買付者およびそのグループに供給している個人、法人等の概要

取締役会評価期間中、当社取締役会は外部専門家等の助言を受けながら、提供された大規模買付情報を十分に評価・検討し、当社取締役会としての意見を慎重にとりまとめ、公表します。また、必要に応じ、大規模買付者との間で大規模買付行為に関する条件改善について交渉し、当社取締役会として当社株主の皆様に対し代替案を提示することもあります。

(ホ) 大規模買付行為完了後に意図する当社の経営方針、事業計画等

大規模買付情報の具体的内容は、大規模買付行為の内容によって異なることもありますので、大規模買付者が大規模買付行為を行おうとする場合には、まず当社宛に、大規模買付ルールにしたがう旨の意向表明書を提出していただきます。意向表明書には、大規模買付者の名称、住所、設立準拠法、代表者の氏名、国内連絡先および提案する大規模買付行為の概要を明示していただきます。

当社は、かかる意向表明書受領後5営業日以内に、大規模買付者から当初提供いただくべき大規模買付情報のリストを当該大規模買付者に交付します。なお、当初提供していただいた大規模買付情報を精査した結果、それだけでは不十分と認められる場合には、当社取締役会は、大規模買付者に対して必要な大規模買付情報が揃うまで追加的に情報提供を求めます。大規模買付行為の提案があった事実および当社取締役会に提供された大規模買付情報は、当社株主の皆様判断のために必要であると認められる場合には、適切と判断する時点で、その全部または一部を開示します。

大規模買付情報の検討および意見表明等

次に、当社取締役会は、大規模買付行為の評価等の難易度に応じて、大規模買付者が当社取締役会に対し大規模買付情報の提供を完了した後、60日間（対価を現金（円貨）のみとする公開買付けによる当社全株式の買付の場合）または90日間（その他の大規模買付行為の場合）を当社取締役会による評価、検討、交渉、意見形成、代替案立案のための期間（以下、「取締役会評価期間」といいます。）として与えられるべきものと考えられます。したがって、大規模買付行為は、取締役会の意見公表後、または取締役会評価期間の経過後にのみ開始されるものとします。

取締役会評価期間中、当社取締役会は外部専門家等の助言を受けながら、提供された大規模買付情報を十分に評価・検討し、当社取締役会としての意見を慎重にとりまとめ、公表します。また、必要に応じ、大規模買付者との間で大規模買付行為に関する条件改善について交渉し、当社取締役会として当社株主の皆様に対し代替案を提示することもあります。

(3) 大規模買付行為が為された場合の対応方針

大規模買付者が大規模買付ルールを順守した場合

大規模買付者が大規模買付ルールを順守した場合、当社取締役会が、仮に当該大規模買付行為に反対であったとしても、当該買付提案に対する反対意見の表明、代替案の提示、当社株主の皆様への説得等を行う可能性はあるものの、原則として当該大規模買付行為に対する対抗措置はとりません。

大規模買付者の買付提案に応じるか否かは、当社株主の皆様において、当該買付提案および当該買付提案に対する当社が提示する意見、代替案等をご考慮のうえ、ご判断いただくこととなります。

もっとも、大規模買付ルールが順守されている場合であっても、当該大規模買付行為が当社の企業価値または当社株主全体の利益を著しく損なうと当社取締役会が判断した場合、当社取締役会は当社の企業価値および当社株主の皆様利益を守るために適切と考える対策を講じることがあります。具体的には以下に掲げるいずれかの類型に該当すると判断される場合に、当社の企業価値または当社株主の皆様利益を著しく毀損する大規模買付行為に該当するものと考えます。

(イ) 真に当社の企業経営に参加する意思がないにもかかわらず、ただ株価を釣り上げて高値で株式を当社または当社関係者に引き取らせる目的であると判断される場合

(ロ) 当社の経営を一時的に支配して当社の事業経営上必要な知的財産権、ノウハウ、企業秘密情報、主要取引先や顧客等を買収買付者やそのグループ会社に移譲させるなど、いわゆる焦土化経営を行う目的があると判断される場合

(ハ) 当社の経営を支配した後に当社の資産を買収買付者やそのグループ会社等の債務の担保や弁済原資として流用する目的があると判断される場合

(ニ) 当社の経営を一時的に支配して、当社の事業に当面関係していない不動産、有価証券などの高額資産等を売却等処分させ、その処分利益をもって一時的な高配当をさせるかあるいは一時的な高配当による株価の急上昇の機会を狙って当社株式の高値売り抜けを目的としていると判断される場合

当該大規模買付行為が株主共同の利益または企業価値を損なうか否かの検討および判断については、その客観性および合理性を担保するため、当社取締役会は、大規模買付者の提供する買付後における経営方針等を含む大規模買付情報に基づいて、外部専門家等の助言を得ながら当該大規模買付者および大規模買付行為の具体的内容（目的、方法、対象、取得対価の種類・金額等）や当該大規模買付行為が当社の企業価値および当社株主共同の利益に与える影響を検討し、監査役全員の賛同を得たうえで決定することとします。

大規模買付者が大規模買付ルールを順守しない場合

大規模買付者により、大規模買付ルールが順守されなかった場合には、具体的な買付方法の如何にかかわらず、当社取締役会は、当社の企業価値および当社の株主共同の利益を守ることを目的として、株式分割、新株予約権の発行等、会社法その他の法律および当社定款が認めるものを行使し、大規模買付行為の開始に対抗する場合があります。

具体的にいかなる手段を講じるかについては、当社取締役会が、その時点で最善の対抗措置と判断したものを選択いたします。

例えば、具体的対抗策として、当社取締役会が一定の基準日現在の株主に対し株式分割を行うことを選択した場合には、株式分割1回につき当社株式1株を最大5株に分割する範囲内において分割比率を決定するものとします。

また、具体的対抗措置として、株主割当により新株予約権を発行する場合の概要は別紙に記載のとおりです。なお、実際に新株予約権を発行する場合には、大規模買付者以外の株主もしくは第三者に対し割当をなすこと、一定割合以上の当社株券等を保有する特定株主グループに属さないことを行使条件とするなど、対抗措置としての効果を勘案した行使期間および行使条件を設けることがあります。

特別委員会の設置

本対応方針を適正に運用し、当社取締役会による恣意的な判断がなされることを防止するための独立機関として、特別委員会を設置いたします。

特別委員会の委員は3名以上5名以内とし、公正不偏の態度で中立的な判断を可能とするために、当社の業務執行を行う経営陣から独立している当社社外取締役、当社社外監査役、並びに社外有識者（弁護士、公認会計士、税理士、学識経験者等）の中から選任します。

本対応方針が、企業価値・株主共同の利益の確保およびその向上という目的を達成するためには、客観的かつ合理的な判断を行うことが求められるため、本対応方針にかかる重要な判断に際しては、原則として特別委員会に諮問することとし、当社取締役会は当委員会の勧告を最大限に尊重するものとします。

(4) 株主および投資者の皆様にご与える影響等

大規模買付者が大規模買付ルールを順守しなかった場合には、当社取締役会は、当社の企業価値および当社の株主共同の利益を守ることを目的として、会社法その他の法律および当社定款により認められている対抗措置をとることがあります。しかし、当該対抗措置の仕組上、当社株主の皆様（大規模買付ルールに違反した大規模買付者を除きます。）が法的権利または経済的側面において格別の損失を被るような事態が生じることは想定しておりません。当社取締役会が具体的対抗措置をとることを決定した場合には、法令および証券取引所規則にしたがって、適時適切な開示を行います。

本対応方針を適正に運用し、当社取締役会による恣意的な判断がなされることを防止するための独立機関として、特別委員会を設置いたします。

対抗措置として考えられるもののうち、株式分割および新株予約権の発行についての当社株主の皆様に関わる手続きについては、次のとおりとなります。

株式分割を行う場合には、当社株主の皆様にとりまして必要となる手続きは特にありません。但し、名義書換未了の当社株主の皆様に関しましては、別途当社取締役会が決定し公告する株式分割基準日までに、名義書換を完了していただく必要があります。

新株予約権の発行または行使につきましては、新株予約権または新株を取得するために所定の期間内に一定の金額の払込みをしていただく必要があります。かかる手続きの詳細につきましては、実際に新株予約権を発行することになった際に、法令に基づき別途お知らせします。但し、名義書換未了の当社株主の皆様に関しましては、新株予約権を取得するためには、別途当社取締役会が決定し公告する新株予約権の割当期日までに、名義書換を完了していただく必要があります。

4【経営上の重要な契約等】

当中間連結会計期間において、新たに締結した経営上の重要な契約等はありません。

5【研究開発活動】

当中間連結会計期間における研究開発活動はデータベース関連事業において実施されたものであります。活動内容はDSS（意思決定支援システム）マイニングにおけるルール発見機能の高速化に目処を付けると共に、ファジィ・ルール推論機能の開発及び評価テストを継続しております。また、DSSマイニングのルール評価とルール組み合わせによる最適化機能及び自動セグメンテーション機能に関する開発と評価テストに着手しております。

当中間連結会計期間における研究開発費の総額は4,890千円であり、すべてがデータベース関連事業に該当するものであります。なお、金額には消費税等は含まれておりません。

第3【設備の状況】

1【主要な設備の状況】

(1) 提出会社

当中間連結会計期間において、主要な設備に重要な異動はありません。

(2) 国内子会社

当中間連結会計期間に以下の設備を取得いたしました。

平成18年12月31日現在

会社名	事業所名 (所在地)	事業の種類別 セグメントの 情報	設備の 内容	帳簿価額(千円)			従業員数 (名)
				器具及び備品	ソフトウェア	合計	
デジアナコ コミュニケー ションズ株 式会社	本社 (東京都 渋谷区)	データベ ース関連事業	事務所	11,994	5,397	17,391	20 (7)
株式会社気 象サービス	本社 (東京都 練馬区)	データベ ース関連事業	事務所	5,615	18,000	23,615	16 (9)

(注) 1 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

2 従業員数の()書きは、臨時従業員数であり外書で記載しております。

2【設備の新設、除却等の計画】

前連結会計年度末において重要な設備の新設、除却等の計画はないため、当中間連結会計期間において該当事項はありません。

また、当中間連結会計期間において、新たに確定した重要な設備の新設、拡充、改修、除却、売却等の計画はありません。

第4【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	598,116
計	598,116

【発行済株式】

種類	中間会計期間末現在発行数 (株) (平成18年12月31日)	提出日現在発行数(株) (平成19年3月16日)	上場証券取引所名又は 登録証券業協会名	内容
普通株式	149,539	149,539	大阪証券取引所 ニッ ボン・ニュー・マーケ ット 「ヘラクレス」 市場	
計	149,539	149,539		

(注) 「提出日現在」欄の発行数には、平成19年3月1日以降この半期報告書提出日までの新株予約権の行使により発行されるものは含まれておりません。

(2) 【新株予約権等の状況】

旧商法第280条ノ20及び第280条ノ21の規定に基づく新株予約権に関する事項は、次のとおりであります。
平成15年9月29日定時株主総会の特別決議（平成15年11月11日取締役会決議）

	中間会計期間末現在 (平成18年12月31日)	提出日の前月末現在 (平成19年2月28日)
新株予約権の数(個)	4,176(注)1(注)2	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数 (個)		
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	4,176(注)2	同左
新株予約権の行使時の払込金額(円)	25,167(注)3	同左
新株予約権の行使期間	平成16年2月12日～ 平成25年9月29日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 25,167 資本組入額 12,584	同左
新株予約権の行使の条件	本新株予約権者は、本新株予約権の権利行使時において、当社または当社の子会社の取締役、監査役または使用人たる地位にあることを要する。ただし、本新株予約権者が任期満了を理由に取締役を退任した場合、または、本新株予約権者が定年を理由に当社を退職した場合で、取締役会が特に認めて本新株予約権者に書面で通知したときは、引続き本新株予約権を退任または退職後2年間に限り行使することができる。 新株予約権者の相続人による新株予約権の行使は認めない。 その他の行使の条件は取締役会において決定する。	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡については取締役会の承認を要する。	同左
代用払込みに関する事項		
組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項		

- (注) 1 新株予約権1個につき目的となる株式数は、1株であります。
2 新株予約権の数及び新株予約権の目的となる株式の数は、平成16年4月末日現在の株主に対して1株につき6株の株式分割を実施した後の数であります。
3 新株予約権発行後、当社が株式分割または株式併合を行う場合は、次の算式により行使価額は調整され、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、時価を下回る価額で当社普通株式について新株の発行または自己株式の処分（ただし、いずれも新株予約権の行使による場合および商法等の一部を改正する法律（法律第128号）の施行前である平成14年3月31日以前の取締役会決議により発行された新株引受権付社債に付された新株引受権の行使による場合を除く。）を行う場合は、次の算式により行使価額は調整され、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げるものとする。なお、次の算式において、「既発行株式数」とは、当社の発行済普通株式総数から当社普通株式に係る自己株式数を控除した数をいうものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行・処分株式数} \times 1 \text{株当りの発行・処分価額}}{\text{新規発行・処分前の1株当りの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行・処分株式数}}$$

上記のほか、当社が時価を下回る価額で当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）または種類株式を発行する場合、他社と合併する場合、株式交換、株式移転または会社分割を行う場合、資本減少を行う場合等、行使価額の調整を必要とする事由が生じたときは、当社が合理的な範囲で行使価額を適切に調整するものとする。

平成15年9月29日定時株主総会の特別決議（平成16年4月21日取締役会決議）

	中間会計期間末現在 （平成18年12月31日）	提出日の前月末現在 （平成19年2月28日）
新株予約権の数（個）	252（注）1（注）2	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数 （個）		
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数（株）	252（注）2	同左
新株予約権の行使時の払込金額（円）	132,500（注）3	同左
新株予約権の行使期間	平成16年7月22日～ 平成25年9月29日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場 合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	発行価格 132,500 資本組入額 66,250	同左
新株予約権の行使の条件	<p>本新株予約権者は、本新株予約権の権利行使時において、当社または当社の子会社の取締役、監査役または使用人たる地位にあることを要する。ただし、本新株予約権者が任期満了を理由に取締役を退任した場合、または、本新株予約権者が定年を理由に当社を退職した場合で、取締役会が特に認めて本新株予約権者に書面で通知したときは、引続き本新株予約権を退任または退職後2年間に限り行使することができる。</p> <p>新株予約権者の相続人による新株予約権の行使は認めない。</p> <p>その他の行使の条件は取締役会において決定する。</p>	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡については取締役会の承認を要する。	同左
代用払込みに関する事項		
組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項		

- （注）1 新株予約権1個につき目的となる株式数は、1株であります。
 2 新株予約権の数及び新株予約権の目的となる株式の数は、平成16年4月末日現在の株主に対して1株につき6株の株式分割を実施した後の数であります。
 3 新株予約権発行後、当社が株式分割または株式併合を行う場合は、次の算式により行使価額は調整され、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、時価を下回る価額で当社普通株式について新株の発行または自己株式の処分（ただし、いずれも新株予約権の行使による場合および商法等の一部を改正する法律（法律第128号）の施行前である平成14年3月31日以前の取締役会決議により発行された新株引受権付社債に付された新株引受権の行使による場合を除く。）を行う場合は、次の算式により行使価額は調整され、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げるものとする。なお、次の算式において、「既発行株式数」とは、当社の発行済普通株式総数から当社普通株式に係る自己株式数を控除した数をいうものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行・処分株式数} \times 1 \text{株当りの発行・処分価額}}{\text{新規発行・処分前の1株当りの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行・処分株式数}}$$

上記のほか、当社が時価を下回る価額で当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）または種類株式を発行する場合、他社と合併する場合、株式交換、株式移転または会社分割を行う場合、資本減少を行う場合等、行使価額の調整を必要とする事由が生じたときは、当社が合理的な範囲で行使価額を適切に調整するものとする。

平成16年9月29日定時株主総会の特別決議（平成16年11月8日取締役会決議）

	中間会計期間末現在 （平成18年12月31日）	提出日の前月末現在 （平成19年2月28日）
新株予約権の数（個）	1,315（注）1	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数 （個）		
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数（株）	1,315	同左
新株予約権の行使時の払込金額（円）	60,100（注）2	同左
新株予約権の行使期間	平成17年2月9日～ 平成26年9月29日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場 合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	発行価格 60,100 資本組入額 30,050	同左
新株予約権の行使の条件	<p>本新株予約権者は、本新株予約権の権利行使時において、当社または当社の子会社の取締役、監査役または使用人たる地位にあることを要する。ただし、本新株予約権者が任期満了を理由に取締役を退任した場合、または、本新株予約権者が定年を理由に当社を退職した場合で、取締役会が特に認めて本新株予約権者に書面で通知したときは、引続き本新株予約権を退任または退職後2年間に限り行使することができる。</p> <p>新株予約権者の相続人による新株予約権の行使は認めない。</p> <p>その他の行使の条件は取締役会において決定する。</p>	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡については取締役会の承認を要する。	同左
代用払込みに関する事項		
組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項		

（注）1 新株予約権1個につき目的となる株式数は、1株であります。

- 2 新株予約権発行後、当社が株式分割または株式併合を行う場合は、次の算式により行使価額は調整され、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、時価を下回る価額で当社普通株式について新株の発行または自己株式の処分（ただし、いずれも新株予約権の行使による場合および商法等の一部を改正する法律（法律第128号）の施行前である平成14年3月31日以前の取締役会決議により発行された新株引受権付社債に付された新株引受権の行使による場合を除く。）を行う場合は、次の算式により行使価額は調整され、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げるものとする。なお、次の算式において、「既発行株式数」とは、当社の発行済普通株式総数から当社普通株式に係る自己株式数を控除した数をいうものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行・処分株式数} \times 1 \text{株当りの発行・処分価額}}{\text{新規発行・処分前の1株当りの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行・処分株式数}}$$

上記のほか、当社が時価を下回る価額で当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）または種類株式を発行する場合、他社と合併する場合、株式交換、株式移転または会社分割を行う場合、資本減少を行う場合等、行使価額の調整を必要とする事由が生じたときは、当社が合理的な範囲で行使価額を適切に調整するものとする。

平成16年9月29日定時株主総会の特別決議（平成16年11月30日取締役会決議）

	中間会計期間末現在 （平成18年12月31日）	提出日の前月末現在 （平成19年2月28日）
新株予約権の数（個）	236（注）1	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数 （個）		
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数（株）	236	同左
新株予約権の行使時の払込金額（円）	56,100（注）2	同左
新株予約権の行使期間	平成17年3月1日～ 平成26年9月29日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場 合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	発行価格 56,100 資本組入額 28,050	同左
新株予約権の行使の条件	<p>本新株予約権者は、本新株予約権の権利行使時において、当社または当社の子会社の取締役、監査役または使用人たる地位にあることを要する。ただし、本新株予約権者が任期満了を理由に取締役を退任した場合、または、本新株予約権者が定年を理由に当社を退職した場合で、取締役会が特に認めて本新株予約権者に書面で通知したときは、引続き本新株予約権を退任または退職後2年間に限り行使することができる。</p> <p>新株予約権者の相続人による新株予約権の行使は認めない。</p> <p>その他の行使の条件は取締役会において決定する。</p>	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡については取締役会の承認を要する。	同左
代用払込みにに関する事項		
組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項		

（注）1 新株予約権1個につき目的となる株式数は、1株であります。

- 2 新株予約権発行後、当社が株式分割または株式併合を行う場合は、次の算式により行使価額は調整され、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、時価を下回る価額で当社普通株式について新株の発行または自己株式の処分（ただし、いずれも新株予約権の行使による場合および商法等の一部を改正する法律（法律第128号）の施行前である平成14年3月31日以前の取締役会決議により発行された新株引受権付社債に付された新株引受権の行使による場合を除く。）を行う場合は、次の算式により行使価額は調整され、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げるものとする。なお、次の算式において、「既発行株式数」とは、当社の発行済普通株式総数から当社普通株式に係る自己株式数を控除した数をいうものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行・処分株式数} \times 1 \text{株当りの発行・処分価額}}{\text{新規発行・処分前の1株当りの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行・処分株式数}}$$

上記のほか、当社が時価を下回る価額で当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）または種類株式を発行する場合、他社と合併する場合、株式交換、株式移転または会社分割を行う場合、資本減少を行う場合等、行使価額の調整を必要とする事由が生じたときは、当社が合理的な範囲で行使価額を適切に調整するものとする。

平成16年9月29日定時株主総会の特別決議（平成17年7月1日取締役会決議）

	中間会計期間末現在 （平成18年12月31日）	提出日の前月末現在 （平成19年2月28日）
新株予約権の数（個）	1,345（注）1	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数 （個）		
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数（株）	1,345	同左
新株予約権の行使時の払込金額（円）	52,500（注）2	同左
新株予約権の行使期間	平成17年10月2日～ 平成26年9月29日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場 合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	発行価格 52,500 資本組入額 26,250	同左
新株予約権の行使の条件	<p>本新株予約権者は、本新株予約権の権利行使時において、当社または当社の子会社の取締役、監査役または使用人たる地位にあることを要する。ただし、本新株予約権者が任期満了を理由に取締役を退任した場合、または、本新株予約権者が定年を理由に当社を退職した場合で、取締役会が特に認めて本新株予約権者に書面で通知したときは、引続き本新株予約権を退任または退職後2年間に限り行使することができる。</p> <p>新株予約権者の相続人による新株予約権の行使は認めない。</p> <p>その他の行使の条件は取締役会において決定する。</p>	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡については取締役会の承認を要する。	同左
代用払込みに関する事項		
組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項		

（注）1 新株予約権1個につき目的となる株式数は、1株であります。

- 2 新株予約権発行後、当社が株式分割または株式併合を行う場合は、次の算式により行使価額は調整され、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、時価を下回る価額で当社普通株式について新株の発行または自己株式の処分（ただし、いずれも新株予約権の行使による場合および商法等の一部を改正する法律（法律第128号）の施行前である平成14年3月31日以前の取締役会決議により発行された新株引受権付社債に付された新株引受権の行使による場合を除く。）を行う場合は、次の算式により行使価額は調整され、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げるものとする。なお、次の算式において、「既発行株式数」とは、当社の発行済普通株式総数から当社普通株式に係る自己株式数を控除した数をいうものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行・処分株式数} \times 1 \text{株当りの発行・処分価額}}{\text{新規発行・処分前の1株当りの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行・処分株式数}}$$

上記のほか、当社が時価を下回る価額で当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）または種類株式を発行する場合、他社と合併する場合、株式交換、株式移転または会社分割を行う場合、資本減少を行う場合等、行使価額の調整を必要とする事由が生じたときは、当社が合理的な範囲で行使価額を適切に調整するものとする。

平成16年9月29日定時株主総会の特別決議（平成17年8月24日取締役会決議）

	中間会計期間末現在 （平成18年12月31日）	提出日の前月末現在 （平成19年2月28日）
新株予約権の数（個）	600（注）1	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数 （個）		
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数（株）	600	同左
新株予約権の行使時の払込金額（円）	70,300（注）2	同左
新株予約権の行使期間	平成17年11月25日～ 平成26年9月29日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場 合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	発行価格 70,300 資本組入額 35,150	同左
新株予約権の行使の条件	本新株予約権者は、本新株予約権の権利行使時において、当社または当社の子会社の取締役、監査役または使用人たる地位にあることを要する。ただし、本新株予約権者が任期満了を理由に取締役を退任した場合、または、本新株予約権者が定年を理由に当社を退職した場合で、取締役会が特に認めて本新株予約権者に書面で通知したときは、引続き本新株予約権を退任または退職後2年間に限り行使することができる。 新株予約権者の相続人による新株予約権の行使は認めない。 その他の行使の条件は取締役会において決定する。	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡については取締役会の承認を要する。	同左
代用払込みに関する事項		
組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項		

（注）1 新株予約権1個につき目的となる株式数は、1株であります。

- 2 新株予約権発行後、当社が株式分割または株式併合を行う場合は、次の算式により行使価額は調整され、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、時価を下回る価額で当社普通株式について新株の発行または自己株式の処分（ただし、いずれも新株予約権の行使による場合および商法等の一部を改正する法律（法律第128号）の施行前である平成14年3月31日以前の取締役会決議により発行された新株引受権付社債に付された新株引受権の行使による場合を除く。）を行う場合は、次の算式により行使価額は調整され、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げるものとする。なお、次の算式において、「既発行株式数」とは、当社の発行済普通株式総数から当社普通株式に係る自己株式数を控除した数をいうものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行・処分株式数} \times 1 \text{株当りの発行・処分価額}}{\text{新規発行・処分前の1株当りの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行・処分株式数}}$$

上記のほか、当社が時価を下回る価額で当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）または種類株式を発行する場合、他社と合併する場合、株式交換、株式移転または会社分割を行う場合、資本減少を行う場合等、行使価額の調整を必要とする事由が生じたときは、当社が合理的な範囲で行使価額を適切に調整するものとする。

平成16年9月29日定時株主総会の特別決議（平成17年11月11日取締役会決議）

	中間会計期間末現在 (平成18年12月31日)	提出日の前月末現在 (平成19年2月28日)
新株予約権の数(個)	4,300(注)1	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数 (個)		
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	4,300	同左
新株予約権の行使時の払込金額(円)	58,000(注)2	同左
新株予約権の行使期間	平成17年11月14日～ 平成27年9月29日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 58,000 資本組入額 29,000	同左
新株予約権の行使の条件	<p>本新株予約権者は、本新株予約権の権利行使時において、当社または当社の子会社の取締役、監査役または使用人たる地位にあることを要する。ただし、本新株予約権者が任期満了を理由に取締役を退任した場合、または、本新株予約権者が定年を理由に当社を退職した場合で、取締役会が特に認めて本新株予約権者に書面で通知したときは、引続き本新株予約権を退任または退職後2年間に限り行使することができる。</p> <p>新株予約権者の相続人による新株予約権の行使は認めない。</p> <p>その他の行使の条件は取締役会において決定する。</p>	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡については取締役会の承認を要する。	同左
代用払込みに関する事項		
組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項		

(注)1 新株予約権1個につき目的となる株式数は、1株であります。

- 2 新株予約権発行後、当社が株式分割または株式併合を行う場合は、次の算式により行使価額は調整され、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、時価を下回る価額で当社普通株式について新株の発行または自己株式の処分（ただし、いずれも新株予約権の行使による場合および商法等の一部を改正する法律（法律第128号）の施行前である平成14年3月31日以前の取締役会決議により発行された新株引受権付社債に付された新株引受権の行使による場合を除く。）を行う場合は、次の算式により行使価額は調整され、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げるものとする。なお、次の算式において、「既発行株式数」とは、当社の発行済普通株式総数から当社普通株式に係る自己株式数を控除した数をいうものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行・処分株式数} \times 1 \text{株当りの発行・処分価額}}{\text{新規発行・処分前の1株当りの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行・処分株式数}}$$

上記のほか、当社が時価を下回る価額で当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）または種類株式を発行する場合、他社と合併する場合、株式交換、株式移転または会社分割を行う場合、資本減少を行う場合等、行使価額の調整を必要とする事由が生じたときは、当社が合理的な範囲で行使価額を適切に調整するものとする。

旧商法第280条ノ20の規定に基づく新株予約権に関する事項は、次のとおりであります。
平成18年2月20日取締役会決議

	中間会計期間末現在 (平成18年12月31日)	提出日の前月末現在 (平成19年2月28日)
新株予約権の数(個)	8,770(注)1	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数 (個)		
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	8,770	同左
新株予約権の発行価額	1個につき1,004円	同左
新株予約権の行使時の払込金額(円)	51,706(注)2	同左
新株予約権の行使期間	平成18年9月9日～ 平成20年9月8日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 52,710 資本組入額 26,355	同左
新株予約権の行使の条件	本新株予約権者は、本新株予約権の権利行使時において、当社または当社の子会社の取締役、監査役または使用人たる地位にあることを要する。ただし、本新株予約権者が任期満了を理由に取締役を退任した場合、または、本新株予約権者が定年を理由に当社を退職した場合で、取締役会が特に認めて本新株予約権者に書面で通知したときは、引続き本新株予約権を退任または退職後2年間に限り行使することができる。 新株予約権者の相続人による新株予約権の行使は認めない。 その他の行使の条件は取締役会において決定する。	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡については取締役会の承認を要する。	同左
代用払込みに関する事項		
組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項		

(注)1 新株予約権1個につき目的となる株式数は、1株であります。

- 2 新株予約権発行後、当社が株式分割または株式併合を行う場合は、次の算式により行使価額は調整され、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、時価を下回る価額で当社普通株式について新株の発行または自己株式の処分(ただし、いずれも新株予約権の行使による場合および商法等の一部を改正する法律(法律第128号)の施行前である平成14年3月31日以前の取締役会決議により発行された新株引受権付社債に付された新株引受権の行使による場合を除く。)を行う場合は、次の算式により行使価額は調整され、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げるものとする。なお、次の算式において、「既発行株式数」とは、当社の発行済普通株式総数から当社普通株式に係る自己株式数を控除した数をいうものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行・処分株式数} \times 1 \text{株当りの発行・処分価額}}{\text{新規発行・処分前の1株当りの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行・処分株式数}}$$

上記のほか、当社が時価を下回る価額で当社普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)または種類株式を発行する場合、他社と合併する場合、株式交換、株式移転または会社分割を行う場合、資本減少を行う場合等、行使価額の調整を必要とする事由が生じたときは、当社が合理的な範囲で行使価額を適切に調整するものとする。

	中間会計期間末現在 (平成18年12月31日)	提出日の前月末現在 (平成19年2月28日)
新株予約権の数(個)	3,500(注)1	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数 (個)		
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	3,500	同左
新株予約権の発行価額	1個につき1,176円	同左
新株予約権の行使時の払込金額(円)	60,564(注)2	同左
新株予約権の行使期間	平成18年9月15日～ 平成20年9月14日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 61,740 資本組入額 30,870	同左
新株予約権の行使の条件	本新株予約権者は、本新株予約権の権利行使時において、当社または当社の子会社の取締役、監査役または使用人たる地位にあることを要する。ただし、本新株予約権者が任期満了を理由に取締役を退任した場合、または、本新株予約権者が定年を理由に当社を退職した場合で、取締役会が特に認めて本新株予約権者に書面で通知したときは、引続き本新株予約権を退任または退職後2年間に限り行使することができる。 新株予約権者の相続人による新株予約権の行使は認めない。 その他の行使の条件は取締役会において決定する。	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡については取締役会の承認を要する。	同左
代用払込みに関する事項		

(注)1 新株予約権1個につき目的となる株式数は、1株であります。

- 2 新株予約権発行後、当社が株式分割または株式併合を行う場合は、次の算式により行使価額は調整され、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、時価を下回る価額で当社普通株式について新株の発行または自己株式の処分(ただし、いずれも新株予約権の行使による場合および商法等の一部を改正する法律(法律第128号)の施行前である平成14年3月31日以前の取締役会決議により発行された新株引受権付社債に付された新株引受権の行使による場合を除く。)を行う場合は、次の算式により行使価額は調整され、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げるものとする。なお、次の算式において、「既発行株式数」とは、当社の発行済普通株式総数から当社普通株式に係る自己株式数を控除した数をいうものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行・処分株式数} \times 1 \text{株当りの発行・処分価額}}{\text{新規発行・処分前の1株当りの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行・処分株式数}}$$

上記のほか、当社が時価を下回る価額で当社普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)または種類株式を発行する場合、他社と合併する場合、株式交換、株式移転または会社分割を行う場合、資本減少を行う場合等、行使価額の調整を必要とする事由が生じたときは、当社が合理的な範囲で行使価額を適切に調整するものとする。

(3) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の状況】

年月日	発行済株式総数増減数 (株)	発行済株式総数残高(株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金増減額(千円)	資本準備金残高(千円)
平成18年7月1日 ～平成18年12月31日(注)1	10	149,539	125	1,133,011	125	434,297
平成18年10月30日 (注)2		149,539		1,133,011	150,000	284,297

(注)1 新株予約権の行使による増加であります。

2 平成18年9月28日開催の定時株主総会における会社法第448条第1項の資本準備金減少決議に基づくその他資本剰余金への振替であります。

(5) 【大株主の状況】

平成18年12月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	発行済株式総数 に対する所有株式 数の割合 (%)
四方田 毅	東京都中野区	11,447	7.65
島津 英樹	東京都世田谷区	10,250	6.85
株式会社フュージョンパートナー	東京都渋谷区渋谷3 12 22	8,580	5.73
田村 健三	神奈川県川崎市宮前区	7,780	5.2
ユービーエス エージー ロンドン アカウント アイピービーセグリゲイテッド クライアント アカウント (常任代理人 シティバンク・エヌ・エイ東京支店)	外地 (東京都品川区東品川2丁目3番14号)	5,217	3.48
野口 英吉	東京都板橋区	4,186	2.79
大塚 弘澄	東京都北区	2,710	1.81
藤岡 頼光	東京都渋谷区	2,581	1.72
大阪証券金融株式会社	大阪府大阪市中央区北浜2丁目4-6	1,814	1.21
ステート ストリート バンク アンド トラスト カンパニー 505030 (常任代理人 株式会社みずほコーポレート銀行兜町証券決済業務室)	外地 (東京都中央区日本橋兜町6-7)	1,721	1.15
計		56,286	37.63

(6) 【議決権の状況】
【発行済株式】

平成18年12月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式			
議決権制限株式(自己株式等)			
議決権制限株式(その他)			
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 8,580		
完全議決権株式(その他)	普通株式 140,959	140,959	
端株			
発行済株式総数	149,539		
総株主の議決権		140,959	

(注) 「完全議決権株式(その他)」の「株式数」及び「議決権の数」の欄には、証券保管振替機構名義の株式及びこれに係る議決権がそれぞれ178株及び178個含まれております。

【自己株式等】

平成18年12月31日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有株式数(株)	他人名義所有株式数(株)	所有株式数の合計(株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合(%)
(自己保有株式) 株式会社フュージョン パートナー	東京都渋谷区渋谷 3 - 12 - 22 渋谷プレステージ	8,580		8,580	5.73
計		8,580		8,580	5.73

2 【株価の推移】

【当該中間会計期間における月別最高・最低株価】

月別	平成18年7月	8月	9月	10月	11月	12月
最高(円)	42,850	45,300	40,300	31,900	29,900	28,310
最低(円)	27,900	30,150	29,020	25,600	22,800	24,120

(注) 最高・最低株価は大阪証券取引所ニッポン・ニュー・マーケット「ヘラクレス」市場におけるものであります。

3 【役員の状況】

前事業年度の有価証券報告書の提出日後、当半期報告書の提出日までにおいて、役員の異動はありません。

第5【経理の状況】

1 中間連結財務諸表及び中間財務諸表の作成方法について

(1) 当社の中間連結財務諸表は、「中間連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(平成11年大蔵省令第24号。以下「中間連結財務諸表規則」という。)に基づいて作成しております。

なお、前中間連結会計期間(自平成17年7月1日 至平成17年12月31日)は、改正前の中間連結財務諸表規則に基づき、当中間連結会計期間(自平成18年7月1日 至平成18年12月31日)は、改正後の中間連結財務諸表規則に基づいて作成しております。

(2) 当社の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和52年大蔵省令第38号。以下「中間財務諸表等規則」という。)に基づいて作成しております。

なお、前中間会計期間(自平成17年7月1日 至平成17年12月31日)は、改正前の中間財務諸表等規則に基づき、当中間会計期間(自平成18年7月1日 至平成18年12月31日)は、改正後の中間財務諸表等規則に基づいて作成しております。

2 監査証明について

当社は、証券取引法第193条の2の規定に基づき、前中間連結会計期間(自平成17年7月1日 至平成17年12月31日)の中間連結財務諸表及び前中間会計期間(自平成17年7月1日 至平成17年12月31日)の中間財務諸表については監査法人トーマツにより中間監査を受け、また、当中間連結会計期間(自平成18年7月1日 至平成18年12月31日)の中間連結財務諸表及び当中間会計期間(自平成18年7月1日 至平成18年12月31日)の中間財務諸表については太陽ASG監査法人により中間監査を受けております。

なお、当社の監査人は次のとおり交代しております。

前中間連結会計期間及び前中間会計期間	監査法人トーマツ
当中間連結会計期間及び当中間会計期間	太陽ASG監査法人

1 【中間連結財務諸表等】

(1) 【中間連結財務諸表】

【中間連結貸借対照表】

区分	注記 番号	前中間連結会計期間末 (平成17年12月31日)		当中間連結会計期間末 (平成18年12月31日)		前連結会計年度 要約連結貸借対照表 (平成18年6月30日)	
		金額(千円)	構成比 (%)	金額(千円)	構成比 (%)	金額(千円)	構成比 (%)
(資産の部)							
流動資産							
1 現金及び預金		878,442		689,329		1,034,368	
2 受取手形及び売掛金		225,373		321,021		201,802	
3 有価証券		120,152		20,175		20,154	
4 たな卸資産		6,637		9,642		4,065	
5 その他		51,265		77,863		54,341	
6 貸倒引当金		46		-		-	
流動資産合計		1,281,823	69.2	1,118,032	55.2	1,314,732	59.2
固定資産							
1 有形固定資産	1	182,739		188,315		180,765	
2 無形固定資産							
(1) 連結調整勘定		188,422		-		513,781	
(2) のれん		-		543,317		-	
(3) その他		116,639		81,007		112,191	
無形固定資産合計		305,061		624,325		625,972	
3 投資その他の資産							
(1) その他		86,713		101,454		106,309	
(2) 貸倒引当金		5,275		6,187		6,142	
投資その他の資産合計		81,438		95,266		100,166	
固定資産合計		569,239	30.8	907,907	44.8	906,905	40.8
資産合計		1,851,062	100.0	2,025,939	100.0	2,221,637	100.0

区分	注記 番号	前中間連結会計期間末 (平成17年12月31日)		当中間連結会計期間末 (平成18年12月31日)		前連結会計年度 要約連結貸借対照表 (平成18年6月30日)	
		金額(千円)	構成比 (%)	金額(千円)	構成比 (%)	金額(千円)	構成比 (%)
(負債の部)							
流動負債							
1	買掛金	74,169		131,211		38,688	
2	一年以内返済予定 の長期借入金	33,916		19,786		37,156	
3	未払法人税等	4,946		10,988		23,935	
4	その他	93,514		105,202		323,013	
	流動負債合計	206,546	11.2	267,188	13.2	422,793	19.0
固定負債							
1	長期借入金	28,366		17,800		25,972	
2	その他	188		-		-	
	固定負債合計	28,554	1.5	17,800	0.9	25,972	1.2
	負債合計	235,100	12.7	284,988	14.1	448,765	20.2
(資本の部)							
	資本金	1,126,748	60.9	-	-	-	-
	資本剰余金	1,079,936	58.3	-	-	-	-
	利益剰余金	583,227	31.5	-	-	-	-
	為替換算調整勘定	641	0.0	-	-	-	-
	自己株式	6,853	0.4	-	-	-	-
	資本合計	1,615,962	87.3	-	-	-	-
	負債及び資本合計	1,851,062	100.0	-	-	-	-
(純資産の部)							
株主資本							
1	資本金	-	-	1,133,011	55.9	1,132,885	51.0
2	資本剰余金	-	-	1,440,965	71.1	1,440,839	64.8
3	利益剰余金	-	-	450,951	22.2	522,430	23.5
4	自己株式	-	-	395,352	19.5	289,605	13.0
	株主資本合計	-	-	1,727,672	85.3	1,761,689	79.3
評価・換算差額等							
1	為替換算調整勘定	-	-	-	-	3,186	0.1
	評価・換算差額等 合計	-	-	-	-	3,186	0.1
	新株予約権	-	-	13,279	0.6	14,369	0.6
	純資産合計	-	-	1,740,951	85.9	1,772,872	79.8
	負債純資産合計	-	-	2,025,939	100.0	2,221,637	100.0

【中間連結損益計算書】

区分	注記 番号	前中間連結会計期間 (自 平成17年7月1日 至 平成17年12月31日)		当中間連結会計期間 (自 平成18年7月1日 至 平成18年12月31日)		前連結会計年度 要約連結損益計算書 (自 平成17年7月1日 至 平成18年6月30日)				
		金額(千円)	百分比 (%)	金額(千円)	百分比 (%)	金額(千円)	百分比 (%)			
売上高			714,150	100.0		888,459	100.0		1,436,154	100.0
売上原価			435,518	61.0		501,934	56.5		840,483	58.5
売上総利益			278,632	39.0		386,525	43.5		595,671	41.5
販売費及び一般管理費										
1 役員報酬		51,524			52,669			73,779		
2 給料		52,524			69,601			125,250		
3 支払手数料		52,367			57,534			107,997		
4 その他	1	100,920	257,336	36.0	131,716	311,521	35.1	218,853	525,881	36.6
営業利益			21,295	3.0		75,003	8.4		69,790	4.9
営業外収益										
1 受取利息		1,040			159			1,422		
2 受取手数料		2,000						2,000		
3 保険解約益					233					
4 投資有価証券売却益		2,296						3,202		
5 未払配当金除斥益					658					
6 その他		777	6,114	0.9	444	1,496	0.2	9,159	15,784	1.0
営業外費用										
1 支払利息		934			1,145			5,259		
2 新株発行費		1,882						6,548		
3 その他		363	3,180	0.5	1,327	2,472	0.3	1,245	13,053	0.9
経常利益			24,229	3.4		74,027	8.3		72,522	5.0
特別利益										
1 外形標準課税還付金					6,428					
2 貸倒引当金戻入益		3,080			60			3,080		
3 その他			3,080	0.4		6,488	0.8	36,592	39,672	2.8
特別損失										
1 連結調整勘定評価損		21,560	21,560	3.0				25,760	25,760	1.8
税金等調整前中間(当期)純利益			5,749	0.8		80,515	9.1		86,434	6.0
法人税、住民税及び事業税		3,174			10,360			23,250		
法人税等還付税額					4,509					
法人税等調整額		898	2,275	0.3		5,851	0.7	122	23,128	1.6
中間(当期)純利益			3,473	0.5		74,664	8.4		63,306	4.4

【中間連結剰余金計算書及び中間連結株主資本等変動計算書】
 中間連結剰余金計算書

		前中間連結会計期間 (自 平成17年7月1日 至 平成17年12月31日)	
区分	注記 番号	金額(千円)	
(資本剰余金の部)			
資本剰余金期首残高			888,084
資本剰余金増加高			
1 増資による新株の発行		178,720	
2 自己株式処分差益		79,049	257,769
資本剰余金減少高			
1 配当金		65,918	65,918
資本剰余金中間期末残高			1,079,936
(利益剰余金の部)			
利益剰余金期首残高			586,701
利益剰余金増加高			
1 中間純利益		3,473	3,473
利益剰余金中間期末残高			583,227

中間連結株主資本等変動計算書

当中間連結会計期間（自 平成18年7月1日 至 平成18年12月31日）

（単位：千円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
前連結会計年度末残高	1,132,885	1,440,839	522,430	289,605	1,761,689
当中間連結会計期間中の変動額					
新株の発行	125	125			251
中間純利益			74,664		74,664
自己株式の取得				105,747	105,747
子会社清算による減少額			3,186		3,186
株主資本以外の項目の当中間連結会計期間の変動額（純額）					
当中間連結会計期間の変動額合計	125	125	71,478	105,747	34,017
当中間連結会計期間末残高	1,133,011	1,440,965	450,951	395,352	1,727,672

	評価・換算差額等		新株予約権	純資産合計
	為替換算調整勘定	評価・換算差額等合計		
前連結会計年度末残高	3,186	3,186	14,369	1,772,872
当中間連結会計期間中の変動額				
新株の発行				251
中間純利益				74,664
自己株式の取得				105,747
子会社清算による減少額				3,186
株主資本以外の項目の当中間連結会計期間の変動額（純額）	3,186	3,186	1,090	2,096
当中間連結会計期間の変動額合計	3,186	3,186	1,090	31,921
当中間連結会計期間末残高			13,279	1,740,951

前連結会計年度（自 平成17年7月1日 至 平成18年6月30日）

（単位：千円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
前連結会計年度末残高	948,027	888,084	586,701	88,354	1,161,055
当連結会計年度中の変動額					
新株の発行	184,858	184,856			369,714
株式交換に伴う新株発行		354,767			354,767
剰余金の配当		65,918			65,918
特別償却準備金の取崩			964		964
当期純利益			63,306		63,306
自己株式の処分		79,049		88,354	167,404
自己株式の取得				289,605	289,605
株主資本以外の項目の当連結会計年度の変動額（純額）					
当連結会計年度の変動額合計	184,858	552,755	64,271	201,251	600,634
当連結会計年度末残高	1,132,885	1,440,839	522,430	289,605	1,761,689

	評価・換算差額等		新株予約権	純資産合計
	為替換算調整勘定	評価・換算差額等合計		
前連結会計年度末残高	7,159	7,159	358	1,154,254
当連結会計年度中の変動額				
新株の発行				369,714
株式交換に伴う新株発行				354,767
剰余金の配当				65,918
特別償却準備金の取崩				964
当期純利益				63,306
自己株式の処分				167,404
自己株式の取得				289,605
株主資本以外の項目の当連結会計年度の変動額（純額）	3,973	3,973	14,011	17,984
当連結会計年度の変動額合計	3,973	3,973	14,011	618,618
当連結会計年度末残高	3,186	3,186	14,369	1,772,872

【中間連結キャッシュ・フロー計算書】

		前中間連結会計期間 (自 平成17年7月1日 至 平成17年12月31日)	当中間連結会計期間 (自 平成18年7月1日 至 平成18年12月31日)	前連結会計年度要約連 結キャッシュ・フロー 計算書 (自 平成17年7月1日 至 平成18年6月30日)	
区分	注記 番号	金額(千円)	金額(千円)	金額(千円)	
営業活動によるキャッシュ・フロー					
1		税金等調整前中間(当期) 純利益	5,749	80,515	86,434
2		減価償却費	18,274	21,219	38,736
3		営業権償却額	10,857		21,714
4		連結調整勘定償却額			18,299
5		のれん償却額		24,177	
6		連結調整勘定評価損	21,560		25,760
7		受取利息	1,040	159	1,422
8		投資有価証券売却益	2,296		3,202
9		支払利息		1,145	5,259
10		新株発行費	1,882		6,548
11		売上債権の増減額 (増加:)	52,400	119,324	28,795
12		仕入債務の増減額 (減少:)	12,644	92,057	22,836
13		前渡金の増減額 (増加:)	11,676	11,584	1,874
14		前受金の増減額 (減少:)	16,493	18,159	1,199
15		未払金の増減額 (減少:)	15,639	13,761	3,241
16		その他	16,034	28,636	56,016
		小計	21,259	50,658	93,045
17		利息の受取額	1,040	159	1,422
18		利息の支払額	934	1,145	5,259
19		法人税等の支払額	2,674	18,765	11,871
営業活動による キャッシュ・フロー					
		23,827	30,907	77,336	

		前中間連結会計期間 (自 平成17年7月1日 至 平成17年12月31日)	当中間連結会計期間 (自 平成18年7月1日 至 平成18年12月31日)	前連結会計年度要約連 結キャッシュ・フロー 計算書 (自 平成17年7月1日 至 平成18年6月30日)	
区分	注記 番号	金額(千円)	金額(千円)	金額(千円)	
投資活動によるキャッシュ・フロー					
1		有形固定資産の取得による 支出	14,275	14,846	24,158
2		無形固定資産の取得による 支出	5,330	33,206	20,343
3		投資有価証券の取得による 支出	1,020	8,250	27,640
4		投資有価証券の売却による 収入	3,316	12,750	6,092
5		新規連結子会社株式の取得 による支出又は収入(支 出:)	31,668		50,957
6		貸付けによる支出		20,000	
7		その他	98	400	47,987
		投資活動による キャッシュ・フロー	14,456	63,152	32,895
財務活動によるキャッシュ・フロー					
1		短期借入れによる収入	200,000		213,320
2		短期借入金の返済による支 出	215,774	200,000	40,928
3		長期借入れによる収入			26,680
4		長期借入金の返済による支 出		25,542	14,000
5		株式の発行による収入	355,560	251	363,166
6		自己株式の取得による支出	6,853	86,745	289,605
7		配当金の支払額	63,469		64,310
8		その他		737	14,011
		財務活動による キャッシュ・フロー	269,462	312,772	208,333
		現金及び現金同等物に係る換 算差額	6,517		3,973
		現金及び現金同等物の増減額 (減少:)	266,609	345,018	322,538
		現金及び現金同等物の期首残 高	731,984	1,054,522	731,984
		現金及び現金同等物の中間期 末(期末)残高	998,594	709,504	1,054,522

中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項

	前中間連結会計期間 (自 平成17年7月1日 至 平成17年12月31日)	当中間連結会計期間 (自 平成18年7月1日 至 平成18年12月31日)	前連結会計年度 (自 平成17年7月1日 至 平成18年6月30日)
1 連結の範囲に関する事項	<p>連結子会社の数 8社</p> <p>連結子会社の名称 データベース・コミュニケーションズ株式会社 Database Communications USA, INC. 株式会社ディーベックス ボダメディア株式会社 株式会社ウェブ・ポート 株式会社気象サービス 株式会社エフピーコミュニケーションズ 株式会社オルタスクリエイト 株式会社オルタスクリエイトについては新たに株式を取得したことから当中間連結会計期間より連結対象としております。</p> <p>なお、株式会社ダイレクトリンクは平成17年12月1日付で連結子会社である株式会社ウェブ・ポートを存続会社として合併しております。</p>	<p>連結子会社の数 7社</p> <p>連結子会社の名称 データベース・コミュニケーションズ株式会社 デジアナコミュニケーションズ株式会社 株式会社ウェブ・ポート 株式会社気象サービス 株式会社エフピーコミュニケーションズ 株式会社オルタスクリエイト 株式会社イー・アライアンス Database Communications USA, INC.については当中間連結会計期間において清算したため連結の範囲から除外しております。</p> <p>なお、株式会社オルタスクリエイトは平成19年1月1日付で株式会社オルタスへ商号を変更しております。</p>	<p>連結子会社の数 8社</p> <p>連結子会社の名称 データベース・コミュニケーションズ株式会社 Database Communications USA, INC. デジアナコミュニケーションズ株式会社 株式会社ウェブ・ポート 株式会社気象サービス 株式会社エフピーコミュニケーションズ 株式会社オルタスクリエイト 株式会社イー・アライアンス 株式会社オルタスクリエイト、株式会社イー・アライアンスについては新たに株式を取得したことから当連結会計年度より連結対象としております。</p> <p>株式会社ダイレクトリンクは平成17年12月1日付で連結子会社である株式会社ウェブ・ポートを存続会社として合併し、株式会社ディーベックスは平成18年6月1日付で連結子会社であるボダメディア株式会社を存続会社として合併しております。</p> <p>なお、ボダメディア株式会社は平成18年6月1日付で商号をデジアナコミュニケーションズ株式会社に変更しております。</p>
2 持分法の適用に関する事項	<p>該当事項はありません。</p>	<p>持分法適用会社の数 1社</p> <p>持分法適用会社の名称 株式会社ライツアパートメント 同社は平成18年10月の出資払い込みにより、当中間連結会計期間より関連会社となりました。</p> <p>なお、同社につきましては当中間連結会計期間末をみなし取得日としているため、当中間連結会計期間は同社に係る持分法投資損益を計上しておりません。</p> <p>また、当中間連結会計期間において株式売却により株式会社クークーを持分法の対象より除外しております。</p>	<p>持分法適用会社の数 1社</p> <p>持分法適用会社の名称 株式会社クークー 同社は平成18年6月の出資払い込みにより、当連結会計年度より関連会社となりました。</p> <p>なお、同社につきましては当連結会計年度末をみなし取得日としているため、当連結会計年度は同社に係る持分法投資損益を計上しておりません。</p>
3 連結子会社の中間決算日(決算日)等に関する事項	<p>連結子会社のうち、株式会社オルタスクリエイトの中間決算日は6月30日であります。</p> <p>中間連結財務諸表の作成に当たって、同社については、中間連結決算日現在で実施した仮決算に基づく中間財務諸表を使用しております。</p> <p>なお、その他の連結子会社の中間決算日は中間連結決算日と一致しております。</p>	<p>連結子会社のうち、株式会社オルタスクリエイト、株式会社イー・アライアンスの中間決算日は6月30日であります。</p> <p>中間連結財務諸表の作成に当たって、これらの会社については、中間連結決算日現在で実施した仮決算に基づく中間財務諸表を使用しております。</p> <p>なお、その他の連結子会社の中間決算日は中間連結決算日と一致しております。</p>	<p>連結子会社のうち、株式会社オルタスクリエイト、株式会社イー・アライアンスの決算日は12月31日であります。</p> <p>連結財務諸表の作成に当たって、これらの会社については、連結決算日現在で実施した仮決算に基づく財務諸表を使用しております。</p> <p>その他の連結子会社の決算日は連結決算日と一致しております。</p>

	前中間連結会計期間 (自 平成17年7月1日 至 平成17年12月31日)	当中間連結会計期間 (自 平成18年7月1日 至 平成18年12月31日)	前連結会計年度 (自 平成17年7月1日 至 平成18年6月30日)
4 会計処理基準に関する事項	<p>(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法 有価証券 其他有価証券 時価のないもの 移動平均法による原価法 たな卸資産 貯蔵品 最終仕入原価法によっております。 仕掛品 個別法による原価法によっております。</p> <p>(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法 有形固定資産 定率法によっております。 なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。 建物 61年 建物附属設備 15年 器具及び備品 6年 無形固定資産 イ．営業権 5年以内で均等額を償却しております。 ロ．連結調整勘定 20年以内で均等償却を行っております。 なお、連結調整勘定については、発生要素を分析のうえ、個々に償却年数を見積もっております。 ハ． ニ．市場販売目的のソフトウェア 見込販売数量に基づく償却額と見込販売可能期間（3年）に基づく均等配分のいずれか大きい額を計上する方法によっております。 ホ．自社利用のソフトウェア 社内における見込利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。</p>	<p>(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法 有価証券 其他有価証券 時価のないもの 同左 たな卸資産 貯蔵品 同左 仕掛品 同左</p> <p>(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法 有形固定資産 定率法によっております。 なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。 建物 61年 建物附属設備 15年 車両運搬具 6年 器具及び備品 6年 無形固定資産 イ． ロ． ハ．のれん 定額法を採用しております。なお、のれんのうち、営業権については5年以内で均等額を償却、連結調整勘定については20年以内で均等償却を行っており、連結調整勘定については、発生要素を分析のうえ、個々に償却年数を見積もっております。 ニ．市場販売目的のソフトウェア 同左 ホ．自社利用のソフトウェア 同左</p>	<p>(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法 有価証券 其他有価証券 時価のないもの 同左 たな卸資産 貯蔵品 同左 仕掛品 同左</p> <p>(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法 有形固定資産 同左 無形固定資産 イ．営業権 5年以内で均等額を償却しております。 ロ．連結調整勘定 20年以内で均等償却を行っております。 なお、連結調整勘定については、発生要素を分析のうえ、個々に償却年数を見積もっております。 ハ． ニ．市場販売目的のソフトウェア 同左 ホ．自社利用のソフトウェア 同左</p>

	前中間連結会計期間 (自 平成17年7月1日 至 平成17年12月31日)	当中間連結会計期間 (自 平成18年7月1日 至 平成18年12月31日)	前連結会計年度 (自 平成17年7月1日 至 平成18年6月30日)
	<p>(3) 重要な引当金の計上基準 貸倒引当金 債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。</p> <p>(4) 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準 外貨建金銭債権債務は、中間連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。 なお、在外子会社の資産及び負債は、中間連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は資本の部における為替換算調整勘定に含めて計上しております。</p> <p>(5) 重要なリース取引の処理方法 リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。</p> <p>(6) その他中間連結財務諸表作成のための重要な事項 消費税等の会計処理 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。 なお、仮払消費税等と仮受消費税等は当社及び連結子会社毎に相殺し、中間貸借対照表上、流動資産の「その他」及び流動負債の「その他」に含めて表示しております。</p>	<p>(3) 重要な引当金の計上基準 貸倒引当金 同左</p> <p>(4) 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準</p> <p>(5) 重要なリース取引の処理方法 同左</p> <p>(6) その他中間連結財務諸表作成のための重要な事項 消費税等の会計処理 同左</p>	<p>(3) 重要な引当金の計上基準 貸倒引当金 同左</p> <p>(4) 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準 外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。 なお、在外子会社の資産及び負債は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定に含めて計上しております。</p> <p>(5) 重要なリース取引の処理方法 同左</p> <p>(6) その他連結財務諸表作成のための重要な事項 消費税等の会計処理 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。</p>
5 中間連結キャッシュ・フロー計算書(連結キャッシュ・フロー計算書)における資金の範囲	<p>中間連結キャッシュ・フロー計算書における資金(現金及び現金同等物)は、手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なリスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。</p>	同左	<p>連結キャッシュ・フロー計算書における資金(現金及び現金同等物)は、手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なリスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。</p>

中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項の変更

前中間連結会計期間 (自 平成17年7月1日 至 平成17年12月31日)	当中間連結会計期間 (自 平成18年7月1日 至 平成18年12月31日)	前連結会計年度 (自 平成17年7月1日 至 平成18年6月30日)
<p>(固定資産の減損に係る会計基準) 当中間連結会計期間より、「固定資産の減損に係る会計基準」(「固定資産の減損に係る会計基準の設定に関する意見書」(企業会計審議会 平成14年8月9日))及び「固定資産の減損に係る会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第6号)を適用しております。 これによる損益に与える影響はありません。</p>		<p>(固定資産の減損に係る会計基準) 当連結会計年度より、「固定資産の減損に係る会計基準」(「固定資産の減損に係る会計基準の設定に関する意見書」(企業会計審議会 平成14年8月9日))及び「固定資産の減損に係る会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第6号 平成15年10月31日)を適用しております。 これによる損益に与える影響はありません。</p>
		<p>(貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準) 当連結会計年度より、「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準第5号 平成17年12月9日)及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(企業会計基準適用指針第8号 平成17年12月9日)を適用しております。 従来の資本の部の合計に相当する金額は1,758,503千円であります。 なお、連結財務諸表規則の改正により、当連結会計年度における連結貸借対照表の純資産の部については、改正後の連結財務諸表規則により作成しております。</p>
		<p>(ストック・オプション等に関する会計基準) 当連結会計年度より、「ストック・オプション等に関する会計基準」(企業会計基準第8号 平成17年12月27日)及び「ストック・オプション等に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第11号 平成17年12月27日)を適用しております。 これによる損益に与える影響はありません。</p>

表示方法の変更

前中間連結会計期間 (自 平成17年7月1日 至 平成17年12月31日)	当中間連結会計期間 (自 平成18年7月1日 至 平成18年12月31日)
<p>前中間連結会計期間において区分掲記しておりました中間連結貸借対照表の有形固定資産の「土地」については、当中間連結会計期間において資産の総額の5/100以下となったため、当中間連結会計期間より有形固定資産の「その他」に含めて表示しております。</p> <p>なお、当中間連結会計期間の有形固定資産の「その他」に含まれる「土地」は81,074千円であります。</p>	
<p>前中間連結会計期間において区分掲記しておりました中間連結貸借対照表の無形固定資産の「営業権」については、当中間連結会計期間において資産の総額の5/100以下となったため、当中間連結会計期間より無形固定資産の「その他」に含めて表示しております。</p> <p>なお、当中間連結会計期間の無形固定資産の「その他」に含まれる「営業権」は64,571千円であります。</p>	
<p>前中間連結会計期間において区分掲記しておりました中間連結貸借対照表の無形固定資産の「ソフトウェア」については、当中間連結会計期間において資産の総額の5/100以下となったため、当中間連結会計期間より無形固定資産の「その他」に含めて表示しております。</p> <p>なお、当中間連結会計期間の無形固定資産の「その他」に含まれる「ソフトウェア」は50,065千円であります。</p>	
<p>前中間連結会計期間において、中間連結損益計算書の営業外収益の「その他」に含めて表示しておりました「投資有価証券売却益」については、当中間連結会計期間において営業外収益の総額の10/100を超えたため、区分掲記することといたしました。</p> <p>なお、前中間連結会計期間の営業外収益の「その他」に含まれていた「投資有価証券売却益」は331千円であります。</p>	
<p>前中間連結会計期間において、中間連結損益計算書の営業外費用の「その他」に含めて表示しておりました「支払利息」については、当中間連結会計期間において営業外費用の総額の10/100を超えたため、区分掲記することといたしました。</p> <p>なお、前中間連結会計期間の営業外費用の「その他」に含まれていた「支払利息」は573千円であります。</p>	

<p style="text-align: center;">前中間連結会計期間 (自 平成17年7月1日 至 平成17年12月31日)</p>	<p style="text-align: center;">当中間連結会計期間 (自 平成18年7月1日 至 平成18年12月31日)</p>				
<p>前中間連結会計期間において中間連結キャッシュ・フロー計算書の営業活動によるキャッシュ・フローの「その他」に含めて表示しておりました「投資有価証券売却益」については、重要性が増したため、当中間連結会計期間において区分掲記することといたしました。</p> <p>なお、前中間連結会計期間において、営業活動によるキャッシュ・フローの「その他」に含めて表示しておりました「投資有価証券売却益」は331千円であります。</p>					
<p>前中間連結会計期間において区分掲記しておりました中間連結キャッシュ・フロー計算書の投資活動によるキャッシュ・フローの「貸付金の回収による収入」については、重要性が減じたため、当中間連結会計期間より投資活動によるキャッシュ・フローの「その他」に含めて表示しております。</p> <p>なお、当中間連会計期間の投資活動によるキャッシュ・フローの「その他」に含めて表示しております「貸付金の回収による収入」は98千円であります。</p>					
	<p>前中間連結会計期間において区分掲記しておりました中間連結貸借対照表の無形固定資産の「連結調整勘定」は、当中間連結会計期間から「営業権」と「連結調整勘定」を合算して「のれん」と表示しております。</p> <p>なお、当中間連結会計期間末における従来の無形固定資産の「その他」に含めて表示しておりました「営業権」と「連結調整勘定」に相当する金額は、以下のとおりであります。</p> <table style="margin-left: 40px;"> <tr> <td>営業権</td> <td style="text-align: right;">42,857千円</td> </tr> <tr> <td>連結調整勘定</td> <td style="text-align: right;">500,460千円</td> </tr> </table>	営業権	42,857千円	連結調整勘定	500,460千円
営業権	42,857千円				
連結調整勘定	500,460千円				
	<p>前中間連結会計期間において区分掲記しておりました中間連結キャッシュ・フロー計算書の営業活動によるキャッシュ・フローの「営業権償却額」と「連結調整勘定償却額」は、当中間連結会計期間から「営業権償却額」と「連結調整勘定償却額」を合算して「のれん償却額」と表示しております。</p> <p>なお、当中間連結会計期間における従来の営業活動によるキャッシュ・フローの「営業権償却額」と「連結調整勘定償却額」に相当する金額は、以下のとおりであります。</p> <table style="margin-left: 40px;"> <tr> <td>営業権償却額</td> <td style="text-align: right;">10,857千円</td> </tr> <tr> <td>連結調整勘定償却額</td> <td style="text-align: right;">13,320千円</td> </tr> </table>	営業権償却額	10,857千円	連結調整勘定償却額	13,320千円
営業権償却額	10,857千円				
連結調整勘定償却額	13,320千円				

注記事項

(中間連結貸借対照表関係)

前中間連結会計期間末 (平成17年12月31日)	当中間連結会計期間末 (平成18年12月31日)	前連結会計年度末 (平成18年6月30日)
1 減価償却累計額 有形固定資産の減価償却累計額 75,187千円	1 減価償却累計額 有形固定資産の減価償却累計額 95,368千円	1 減価償却累計額 有形固定資産の減価償却累計額 85,000千円

(中間連結損益計算書関係)

前中間連結会計期間 (自平成17年7月1日 至平成17年12月31日)	当中間連結会計期間 (自平成18年7月1日 至平成18年12月31日)	前連結会計年度 (自平成17年7月1日 至平成18年6月30日)
1 前連結会計年度まで営業外費用に表示しておりました営業権償却額を販売費及び一般管理費の「その他」に含めて表示しております。 当中間連結会計期間の販売費及び一般管理費の「その他」に含まれる営業権償却額は10,857千円であります。	1	1 前連結会計年度まで営業外費用に表示しておりました営業権償却額を販売費及び一般管理費の「その他」に含めて表示しております。 当連結会計年度の販売費及び一般管理費の「その他」に含まれる「営業権償却額」は21,714千円であります。

(中間連結株主資本等変動計算書関係)

当中間連結会計期間(自平成18年7月1日 至平成18年12月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	前連結会計年度末株式数(株)	当中間連結会計期間増加株式数(株)	当中間連結会計期間減少株式数(株)	当中間連結会計期間末株式数(株)
発行済株式				
普通株式(注)	149,529	10		149,539
合計	149,529	10		149,539

(注) 普通株式の発行済株式総数の増加10株は、新株予約権の権利行使に基づく新株の発行による増加であります。

	前連結会計年度末株式数(株)	当中間連結会計期間増加株式数(株)	当中間連結会計期間減少株式数(株)	当中間連結会計期間末株式数(株)
自己株式				
普通株式(注)	5,332	3,248		8,580
合計	5,332	3,248		8,580

(注) 普通株式の自己株式の株式数の増加3,248株は、取締役会決議に基づく買付によるものであります。

2. 新株予約権に関する事項

区分	新株予約権の内訳	新株予約権の目的となる株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数(株)				当中間連結会計期間末残高(千円)
			前連結会計年度末	当中間連結会計期間増加	当中間連結会計期間減少	当中間連結会計期間末	
提出会社(親会社)	第8回新株予約権(注)	普通株式	9,270		500	8,770	8,805
	第9回新株予約権(注)	普通株式	4,000		500	3,500	4,116
連結子会社							358
合計							13,279

(注) 第8回新株予約権及び第9回新株予約権の当連結会計年度減少は、従業員の退職に基づく失効によるものであります。

3. 配当金に関する事項

該当はありません。

前連結会計年度（自平成17年7月1日 至平成18年6月30日）

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	前連結会計年度末株式数（株）	当連結会計年度増加株式数（株）	当連結会計年度減少株式数（株）	当連結会計年度末株式数（株）
発行済株式				
普通株式（注）	135,074	14,455		149,529
合計	135,074	14,455		149,529

（注） 普通株式の発行済株式総数の増加14,455株は、第三者割当に基づく新株の発行による増加6,000株、新株予約権の権利行使に基づく新株の発行による増加1,975株、株式交換に基づく株式発行による増加6,480株であります。

	前連結会計年度末株式数（株）	当連結会計年度増加株式数（株）	当連結会計年度減少株式数（株）	当連結会計年度末株式数（株）
自己株式				
普通株式（注）1、2	3,238	5,332	3,238	5,332
合計	3,238	5,332	3,238	5,332

（注）1. 普通株式の自己株式の株式数の増加5,332株は、市場からの買取りによる増加であります。

2. 普通株式の自己株式の株式数の減少3,238株は、当連結会計年度より連結対象としております株式会社オルタスクリエイトの株式取得の対価として使用したことによる減少であります。

2. 新株予約権に関する事項

区分	新株予約権の内訳	新株予約権の目的となる株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数（株）				当連結会計年度末残高（千円）
			前連結会計年度末	当連結会計年度増加	当連結会計年度減少	当連結会計年度末	
提出会社（親会社）	第8回新株予約権（注）1、2、3	普通株式		9,800	530	9,270	9,307
	第9回新株予約権（注）1、3	普通株式		4,000		4,000	4,704
連結子会社							358
合計							14,369

（注）1. 第8回新株予約権及び第9回新株予約権の当連結会計年度増加は、当社及び完全子会社の役職員に対し、経営上の責務における自覚と士気を高めることを目的として発行したものであり、一般的な価格算定モデルであるブラック・ショールズ・モデルを参考として発行価額を決定しております。

2. 第8回新株予約権の当連結会計年度減少は、従業員の退職に基づく失効によるものであります。

3. 新株予約権を行使することができる期間の初日は到来していません。

3. 配当金に関する事項

決議	株式の種類	配当金の総額（千円）	1株当たり配当額（円）	基準日	効力発生日
平成17年9月29日 定時株主総会	普通株式	65,918	500	平成17年6月30日	平成17年9月29日

(中間連結キャッシュ・フロー計算書関係)

前中間連結会計期間 (自 平成17年7月1日 至 平成17年12月31日)	当中間連結会計期間 (自 平成18年7月1日 至 平成18年12月31日)	前連結会計年度 (自 平成17年7月1日 至 平成18年6月30日)
1 現金及び現金同等物の中間期末残高と 中間連結貸借対照表に記載されている 科目の金額との関係 現金及び預金勘定 878,442千円 有価証券 120,152 現金及び現金同等物 998,594	1 現金及び現金同等物の中間期末残高と 中間連結貸借対照表に記載されている 科目の金額との関係 現金及び預金勘定 689,329千円 有価証券 20,175 現金及び現金同等物 709,504	1 現金及び現金同等物の期末残高と連結 貸借対照表に記載されている科目の金 額との関係 現金及び預金勘定 1,034,368千 円 有価証券 20,154 現金及び現金同等物 1,054,522

(リース取引関係)

前中間連結会計期間 (自 平成17年7月1日 至 平成17年12月31日)	当中間連結会計期間 (自 平成18年7月1日 至 平成18年12月31日)	前連結会計年度 (自 平成17年7月1日 至 平成18年6月30日)																																				
リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引 1. リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額、減損損失累計額相当額及び中間期末残高相当額	リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引 1. リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額、減損損失累計額相当額及び中間期末残高相当額	リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引 1. リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び期末残高相当額																																				
<table border="1"> <thead> <tr> <th>科目</th> <th>取得価額相当額 (千円)</th> <th>減価償却累計額相当額 (千円)</th> <th>中間期末残高相当額 (千円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>有形固定資産 (その他)</td> <td>63,430</td> <td>24,314</td> <td>39,115</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>63,430</td> <td>24,314</td> <td>39,115</td> </tr> </tbody> </table>	科目	取得価額相当額 (千円)	減価償却累計額相当額 (千円)	中間期末残高相当額 (千円)	有形固定資産 (その他)	63,430	24,314	39,115	合計	63,430	24,314	39,115	<table border="1"> <thead> <tr> <th>科目</th> <th>取得価額相当額 (千円)</th> <th>減価償却累計額相当額 (千円)</th> <th>中間期末残高相当額 (千円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>有形固定資産 (その他)</td> <td>67,932</td> <td>37,150</td> <td>30,781</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>67,932</td> <td>37,150</td> <td>30,781</td> </tr> </tbody> </table>	科目	取得価額相当額 (千円)	減価償却累計額相当額 (千円)	中間期末残高相当額 (千円)	有形固定資産 (その他)	67,932	37,150	30,781	合計	67,932	37,150	30,781	<table border="1"> <thead> <tr> <th>科目</th> <th>取得価額相当額 (千円)</th> <th>減価償却累計額相当額 (千円)</th> <th>期末残高相当額 (千円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>有形固定資産 (その他)</td> <td>63,430</td> <td>30,657</td> <td>32,772</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>63,430</td> <td>30,657</td> <td>32,772</td> </tr> </tbody> </table>	科目	取得価額相当額 (千円)	減価償却累計額相当額 (千円)	期末残高相当額 (千円)	有形固定資産 (その他)	63,430	30,657	32,772	合計	63,430	30,657	32,772
科目	取得価額相当額 (千円)	減価償却累計額相当額 (千円)	中間期末残高相当額 (千円)																																			
有形固定資産 (その他)	63,430	24,314	39,115																																			
合計	63,430	24,314	39,115																																			
科目	取得価額相当額 (千円)	減価償却累計額相当額 (千円)	中間期末残高相当額 (千円)																																			
有形固定資産 (その他)	67,932	37,150	30,781																																			
合計	67,932	37,150	30,781																																			
科目	取得価額相当額 (千円)	減価償却累計額相当額 (千円)	期末残高相当額 (千円)																																			
有形固定資産 (その他)	63,430	30,657	32,772																																			
合計	63,430	30,657	32,772																																			
2. 未経過リース料中間期末残高相当額等 未経過リース料中間期末残高相当額 1年内 12,655千円 1年超 27,268千円 合計 39,923千円	2. 未経過リース料中間期末残高相当額等 未経過リース料中間期末残高相当額 1年内 13,735千円 1年超 17,905千円 合計 31,640千円	2. 未経過リース料期末残高相当額 1年内 12,792千円 1年超 20,837千円 合計 33,629千円																																				
3. 支払リース料、リース資産減損勘定の取崩額、減価償却費相当額、支払利息相当額及び減損損失 支払リース料 6,696千円 減価償却費相当額 6,343千円 支払利息相当額 470千円	3. 支払リース料、リース資産減損勘定の取崩額、減価償却費相当額、支払利息相当額及び減損損失 支払リース料 6,870千円 減価償却費相当額 6,493千円 支払利息相当額 379千円	3. 支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額 支払リース料 13,393千円 減価償却費相当額 12,686千円 支払利息相当額 873千円																																				
4. 減価償却費相当額の算定方法 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。	4. 減価償却費相当額の算定方法 同左	4. 減価償却費相当額の算定方法 同左																																				
5. 利息相当額の算定方法 リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各期への配分方法は、利息法によっております。 (減損損失について) リース資産に配分された減損損失はありません。	5. 利息相当額の算定方法 同左 (減損損失について) 同左	5. 利息相当額の算定方法 同左 (減損損失について) 同左																																				

(有価証券関係)

1 その他有価証券で時価のあるもの

前中間連結会計期間末 (平成17年12月31日)

該当事項はありません。

当中間連結会計期間末 (平成18年12月31日)

該当事項はありません。

前連結会計年度末 (平成18年6月30日)

該当事項はありません。

2 時価評価されていない主な有価証券の内容及び中間連結 (連結) 貸借対照表計上額

	前中間連結会計期間末 (平成17年12月31日)	当中間連結会計期間末 (平成18年12月31日)	前連結会計年度末 (平成18年6月30日)
	中間連結貸借対照表計 上額 (千円)	中間連結貸借対照表計 上額 (千円)	連結貸借対照表計上額 (千円)
その他有価証券			
(1) 非上場株式	27,531	47,781	52,281
(2) 公社債投資信託	120,152	20,175	20,154
合計	147,683	67,956	72,435

(デリバティブ取引関係)

前中間連結会計期間末 (平成17年12月31日)

当企業集団は、デリバティブ取引を全く利用していないため、該当事項はありません。

当中間連結会計期間末 (平成18年12月31日)

当企業集団は、デリバティブ取引を全く利用していないため、該当事項はありません。

前連結会計年度末 (平成18年6月30日)

当企業集団は、デリバティブ取引を全く利用していないため、該当事項はありません。

(ストック・オプション等関係)

当中間連結会計期間(自平成18年7月1日 至平成18年12月31日)

該当事項はありません。

前連結会計年度(自平成17年7月1日 至平成18年6月30日)

1. スtock・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) スtock・オプションの内容

	平成15年11月11日 取締役会決議 ストック・オプション	平成16年4月21日 取締役会決議 ストック・オプション	平成16年11月8日 取締役会決議 ストック・オプション
付与対象者の区分及び数	当社取締役 7名 当社監査役 1名 当社従業員 8名 子会社の取締役 2名 子会社の従業員 6名	当社従業員 1名 子会社の取締役 4名 子会社の従業員 8名	当社取締役 3名 当社監査役 1名 当社従業員 7名 子会社の取締役 9名 子会社の従業員 31名
ストック・オプション数	普通株式 20,400株	普通株式 500株	普通株式 2,200株
付与日	平成15年11月11日	平成16年4月21日	平成16年11月8日
権利確定条件	付与日以降、権利確定日まで継続して勤務していること。	付与日以降、権利確定日まで継続して勤務していること。	付与日以降、権利確定日まで継続して勤務していること。
対象勤務期間	平成15年11月11日～ 平成16年2月11日	平成16年4月21日～ 平成16年7月21日	平成16年11月8日～ 平成17年2月8日
権利行使期間	平成16年2月12日～ 平成25年9月29日	平成16年7月22日～ 平成25年9月29日	平成17年2月9日～ 平成26年9月29日

	平成16年11月30日 取締役会決議 ストック・オプション	平成17年7月1日 取締役会決議 ストック・オプション	平成17年8月24日 取締役会決議 ストック・オプション
付与対象者の区分及び数	子会社の取締役 2名 子会社の従業員 11名	当社取締役 1名 子会社の取締役 7名	子会社の取締役 4名 子会社の従業員 8名
ストック・オプション数	普通株式 250株	普通株式 1,650株	普通株式 700株
付与日	平成16年11月30日	平成17年7月1日	平成17年8月24日
権利確定条件	付与日以降、権利確定日まで継続して勤務していること。	付与日以降、権利確定日まで継続して勤務していること。	付与日以降、権利確定日まで継続して勤務していること。
対象勤務期間	平成16年11月30日～ 平成17年2月28日	平成17年7月1日～ 平成17年10月1日	平成17年8月24日～ 平成17年11月24日
権利行使期間	平成17年3月1日～ 平成26年9月29日	平成17年10月2日～ 平成26年9月29日	平成17年11月25日～ 平成26年9月29日

	平成17年11月11日 取締役会決議 ストック・オプション
付与対象者の区分及び数	当社取締役 2名 当社従業員 2名 子会社の取締役 9名 子会社の従業員 1名
ストック・オプション数	普通株式 5,500株
付与日	平成17年11月11日
権利確定条件	付与日以降、権利確定日まで継続して勤務していること。
対象勤務期間	平成17年11月11日～ 平成17年11月13日
権利行使期間	平成17年11月14日～ 平成27年9月29日

(注) 平成15年11月11日取締役会決議によるストック・オプションの数及びストック・オプションの目的となる株式の数は、平成16年4月末日現在の株主に対して1株につき6株の株式分割を実施した後の数であります。

(2) ストック・オプションの規模及びその変動状況

当連結会計年度において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

ストック・オプションの数

	平成15年11月11日 取締役会決議 ストック・オプション	平成16年4月21日 取締役会決議 ストック・オプション	平成16年11月8日 取締役会決議 ストック・オプション
権利確定前 (株)			
前連結会計年度末			
付与			
失効			
権利確定			
未確定残			
権利確定後 (株)			
前連結会計年度末	4,486	252	1,550
権利確定			
権利行使	10		
失効	300		235
未行使残	4,176	252	1,315

	平成16年11月30日 取締役会決議 ストック・オプション	平成17年7月1日 取締役会決議 ストック・オプション	平成17年8月24日 取締役会決議 ストック・オプション
権利確定前 (株)			
前連結会計年度末			
付与			
失効			
権利確定			
未確定残			
権利確定後 (株)			
前連結会計年度末	236	1,445	600
権利確定			
権利行使			
失効		100	
未行使残	236	1,345	600

	平成17年11月11日 取締役会決議 ストック・オプション
権利確定前 (株)	
前連結会計年度末	
付与	
失効	
権利確定	
未確定残	
権利確定後 (株)	
前連結会計年度末	4,900
権利確定	
権利行使	
失効	600
未行使残	4,300

単価情報

	平成15年11月11日 取締役会決議 ストック・オプション	平成16年4月21日 取締役会決議 ストック・オプション	平成16年11月8日 取締役会決議 ストック・オプション
権利行使価格 (円)	25,167	132,500	60,100
行使時平均株価 (円)	30,850		
公正な評価単価(付与日)(円)			

	平成16年11月30日 取締役会決議 ストック・オプション	平成17年7月1日 取締役会決議 ストック・オプション	平成17年8月24日 取締役会決議 ストック・オプション
権利行使価格 (円)	56,100	52,500	70,300
行使時平均株価 (円)			
公正な評価単価(付与日)(円)			

	平成17年11月11日 取締役会決議 ストック・オプション
権利行使価格 (円)	58,000
行使時平均株価 (円)	
公正な評価単価(付与日)(円)	

(セグメント情報)

【事業の種類別セグメント情報】

前中間連結会計期間(自平成17年7月1日 至平成17年12月31日)

	プロモーション・メディア事業 (千円)	データベース関連事業 (千円)	計 (千円)	消去又は全社 (千円)	連結 (千円)
売上高					
(1) 外部顧客に対する売上高	211,950	502,200	714,150		714,150
(2) セグメント間の内部売上高又は振替高	2,538	22,833	25,371	(25,371)	
計	214,488	525,033	739,521	(25,371)	714,150
営業費用	209,442	513,280	722,722	(29,867)	692,854
営業利益	5,045	11,752	16,798	4,496	21,295

(注) 1. 事業区分は事業の内容によっております。

2. 従来、当企業集団はデータベース・プロダクトの販売やこれに関連するASP技術サポート及びコンサルティング等のサービス提供を行ってきたことから、単一セグメントであるため、事業の種類別セグメント情報は記載を省略してまいりました。

しかしながら、平成17年7月に企業のマーケティングコンサルティング、商品プロモーションの戦略立案・プロデュースを事業とする株式会社オルタスクリエイトを子会社化したことを契機に、今後の事業展開や経営資源の配分等の観点から、当中間連結会計期間より「プロモーション・メディア事業」、「データベース関連事業」の2つの事業区分とすることにいたしました。

当中間連結会計期間(自平成18年7月1日 至平成18年12月31日)

	プロモーション・メディア事業 (千円)	データベース関連事業 (千円)	バリューアップ事業 (千円)	計 (千円)	消去又は全社 (千円)	連結 (千円)
売上高						
(1) 外部顧客に対する売上高	334,639	548,820	5,000	888,459		888,459
(2) セグメント間の内部売上高又は振替高	2,785	3,191		5,976	(5,976)	
計	337,424	552,011	5,000	894,436	(5,976)	888,459
営業費用	304,474	477,164	10,342	791,980	21,475	813,455
営業利益(又は営業損失)()	32,950	74,847	5,342	102,455	27,451	75,003

(注) 1. 事業区分は事業の内容によっております。

前連結会計年度（自平成17年7月1日 至平成18年6月30日）

	プロモーション・メディア事業 (千円)	データベース関連事業 (千円)	バリューアップ事業 (千円)	計 (千円)	消去又は全社 (千円)	連結 (千円)
売上高						
(1) 外部顧客に対する売上高	411,573	1,017,914	6,666	1,436,154		1,436,154
(2) セグメント間の内部売上高又は振替高	3,150	3,472		6,622	(6,622)	
計	414,723	1,021,386	6,666	1,442,776	(6,622)	1,436,154
営業費用	403,263	967,002	7,365	1,377,630	(11,266)	1,366,364
営業利益（又は営業損失）（ ）	11,460	54,384	698	65,146	4,644	69,790

（注）1．事業区分は事業の内容によっております。

2．各区分に属する主要な事業の内容

事業区分	事業内容
プロモーション・メディア事業	<ul style="list-style-type: none"> ・プロモーションプランニング ・プロモーション受託制作 ・広告メディアの提供 ・ブロードバンド配信コンテンツ制作 ・クロスメディアプロモーション
データベース関連事業	CRMサービス事業 <ul style="list-style-type: none"> ・インターネット、音声/FAX自動応答を利用した顧客コンタクトサービスの提供 ・顧客管理データベースサービスの提供 ・システム開発受託 データベース・コンテンツ事業 <ul style="list-style-type: none"> ・データベースプロダクトの提供 ・データベース保守サービスの提供 ・気象コンテンツサービスの提供 ・特許管理サービス、プロダクトの提供
バリューアップ事業	<ul style="list-style-type: none"> ・企業の提携、合併、買収に関する調査、分析、アドバイザーサービスの提供

3．従来、当企業集団はデータベース・プロダクトの販売やこれに関連するASP技術サポート及びコンサルティング等のサービス提供を行ってきたことから、単一セグメントであるため、事業の種類別セグメント情報は記載を省略してまいりました。

しかしながら、平成17年7月に企業のマーケティングコンサルティング、商品プロモーションの戦略立案・プロデュースを事業とする株式会社オルタスクリエイト及び平成18年3月に企業の提携、合併、買収に関する調査、情報提供、開発、研究、仲介、指導等を事業とする株式会社イー・アライアンスを子会社化したことを契機に、今後の事業展開や経営資源の配分等の観点から、当連結会計年度より「プロモーション・メディア事業」、「データベース関連事業」、「バリューアップ事業」の3つの事業区分とすることにいたしました。

4．営業費用のうち消去又は全社の項目に含めた配賦不能営業費用の金額は197,324千円であり、その主なものは当社の総務・経理部門等の管理部門に係る費用であります。

【所在地別セグメント情報】

前中間連結会計期間（自 平成17年7月1日 至 平成17年12月31日）

全セグメントの売上高の合計に占める日本の割合が90%超であるため、所在地別セグメント情報の記載を省略しております。

当中間連結会計期間（自 平成18年7月1日 至 平成18年12月31日）

全セグメントの売上高の合計に占める日本の割合が90%超であるため、所在地別セグメント情報の記載を省略しております。

前連結会計年度（自 平成17年7月1日 至 平成18年6月30日）

全セグメントの売上高の合計及び全セグメントの資産の合計額に占める日本の割合が、いずれも90%超であるため、所在地別セグメント情報は記載を省略しております。

【海外売上高】

前中間連結会計期間（自 平成17年7月1日 至 平成17年12月31日）

全て国内の売上であるため、該当事項はありません。

当中間連結会計期間（自 平成18年7月1日 至 平成18年12月31日）

全て国内の売上であるため、該当事項はありません。

前連結会計年度（自 平成17年7月1日 至 平成18年6月30日）

全て国内の売上であるため、該当事項はありません。

(1株当たり情報)

前中間連結会計期間 (自 平成17年7月1日 至 平成17年12月31日)	当中間連結会計期間 (自 平成18年7月1日 至 平成18年12月31日)	前連結会計年度 (自 平成17年7月1日 至 平成18年6月30日)
1株当たり純資産額 11,326円81銭	1株当たり純資産額 12,256円56銭	1株当たり純資産額 12,195円15銭
1株当たり中間純利益 25円57銭	1株当たり中間純利益 522円33銭	1株当たり当期純利益 453円70銭
潜在株式調整後1株当 たり中間純利益 24円92銭	潜在株式調整後1株当 たり中間純利益 519円06銭	潜在株式調整後1株当 たり当期純利益 443円01銭

(注) 1株当たり中間(当期)純利益及び潜在株式調整後1株当たり中間(当期)純利益の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前中間連結会計期間 (自 平成17年7月1日 至 平成17年12月31日)	当中間連結会計期間 (自 平成18年7月1日 至 平成18年12月31日)	前連結会計年度 (自 平成17年7月1日 至 平成18年6月30日)
1株当たり中間(当期)純利益			
中間(当期)純利益(千円)	3,473	74,664	63,306
普通株主に帰属しない金額(千円)			
普通株式に係る中間(当期)純利益 (千円)	3,473	74,664	63,306
普通株式の期中平均株式数(株)	135,808	142,945	139,534
潜在株式調整後1株当たり中間(当 期)純利益			
中間(当期)純利益調整額(千円)			
普通株式増加数(株)	3,518	900	3,365
(うち新株予約権)	(3,518)	(900)	(3,365)
希薄化効果を有しないため、潜在株式 調整後1株当たり中間(当期)純利益 の算定に含めなかった潜在株式の概要	新株予約権2種類 (新株予約権の個数 1,012個) なお、これらの概要 は、「新株予約権等の 状況」に記載のとおり であります。	新株予約権8種類 (新株予約権の個数 20,318個) なお、これらの概要 は、「新株予約権等の 状況」に記載のとおり であります。	新株予約権4種類 (新株予約権の数 6,402個) これらの概要は、 「第4 提出会社の状 況 1 株式等の状況 (2)新株予約権等の状 況」に記載のとおりで あります。

(重要な後発事象)

前中間連結会計期間 (自 平成17年7月1日 至 平成17年12月31日)	当中間連結会計期間 (自 平成18年7月1日 至 平成18年12月31日)	前連結会計年度 (自 平成17年7月1日 至 平成18年6月30日)
<p>1 第三者割当による新株予約権の発行について</p> <p>当社は、平成18年2月20日開催の当社取締役会において、第三者割当による新株予約権の発行を決議しております。</p> <p>新株予約権の内容</p> <p>(1) 新株予約権の目的たる株式の種類及び数の種類及び数 普通株式 9,800株 (新株予約権 1個につき 1株)</p> <p>(2) 新株予約権の発行価額 1個につき1,004円 (1株につき1,004円)</p> <p>(3) 新株予約権の割当先及び割当数 当社及び完全子会社の役員25名 9,800個</p> <p>(4) 払込期日 平成18年3月9日</p> <p>(5) 新株予約権の行使の際の払込金額 1個につき51,706円 (1株につき51,706円)</p> <p>(6) 新株予約権の行使により発行する株式の発行価額 1個につき52,710円</p> <p>(7) 新株予約権の行使により発行する株式の資本組入額 258,279,000円 (1個につき26,355円、1株につき26,355円)</p> <p>(8) 行使請求期間 平成18年9月9日から平成20年9月8日</p>		

前中間連結会計期間 (自 平成17年7月1日 至 平成17年12月31日)	当中間連結会計期間 (自 平成18年7月1日 至 平成18年12月31日)	前連結会計年度 (自 平成17年7月1日 至 平成18年6月30日)
<p>(9) 譲渡制限 本新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を得るものとする。</p> <p>(10) 発行価額及び新株予約権の行使の際の払込金額の算定理由 本新株予約権の行使価額及び本新株予約権の行使期間により払込期日より6ヶ月間行使が制限されていること、その他本新株予約権の内容を考慮して、一般的な価格算定モデルであるブラック・ショールズ・モデルによる算定結果を参考に、本新株予約権の発行により企図される目的が達成される限度で、1,004円を本新株予約権1個の発行価額とした。また、本新株予約権の行使に際して払込をなすべき額は平成18年2月20日の大阪証券取引所ヘラクレス市場における当社株式の取引の終値を3%上回る額とした。</p> <p>2 株式会社イー・アライアンスの買収について 当社は、平成18年2月24日開催の当社取締役会において、当社のM&Aにおける企業の価値評価を迅速に遂行すること等を目的として、平成18年3月30日付で、株式会社イー・アライアンスの株式を取得し、子会社化する方針を決議し、同日、同社との間で株式交換契約書を締結いたしました。</p> <p>(1) 株式交換の内容 当社を完全親会社とし、株式会社イー・アライアンスを完全子会社とする株式交換であります。</p> <p>(2) 株式交換日 平成18年3月30日</p>		

前中間連結会計期間 (自 平成17年7月1日 至 平成17年12月31日)	当中間連結会計期間 (自 平成18年7月1日 至 平成18年12月31日)	前連結会計年度 (自 平成17年7月1日 至 平成18年6月30日)
<p>(3) 株式交換比率 株式会社イー・アライアンスの株式1株に対して、当社株式27株を割当交付いたします。</p> <p>また、株式交換比率については第三者機関である田中法律会計事務所へ依頼し、その算定結果をもとに両者協議のうえ決定いたしました。</p> <p>(4) 発行株式数 株式交換により発行する新株式数は6,480株であります。</p> <p>この株式数は、当社の株価平均値(発行決議直前1ヶ月間の終値である54,748円)に基づいて決定しております。</p> <p>(5) 増加すべき資本金 当社が株式交換により増加すべき資本金はありません。</p> <p>(6) 株式交換交付金 株式交換交付金の支払いはありません。</p> <p>(7) 株式会社イー・アライアンスの資産・負債の状況 (平成17年12月31日) 資産合計 22,233千円 負債合計 10,435千円 資本合計 11,797千円</p> <p>3 第三者割当による新株予約権の発行について 当社は、平成18年2月24日開催の当社取締役会において、第三者割当による新株予約権の発行を決議しております。</p> <p>新株予約権の内容</p> <p>(1) 新株予約権の目的たる株式の種類及び数の種類及び数 普通株式 4,000株(新株予約権1個につき1株)</p> <p>(2) 新株予約権の発行価額 1個につき1,176円(1株につき1,176円)</p> <p>(3) 新株予約権の割当先及び割当数 平成18年3月30日付けで完全子会社となる予定の株式会社イー・アライアンスの役職員6名 4,000個</p>		

前中間連結会計期間 (自 平成17年7月1日 至 平成17年12月31日)	当中間連結会計期間 (自 平成18年7月1日 至 平成18年12月31日)	前連結会計年度 (自 平成17年7月1日 至 平成18年6月30日)
<p>(4) 払込期日 平成18年3月15日</p> <p>(5) 新株予約権の行使の際の払込金額 1個につき60,564円(1株につき60,564円)</p> <p>(6) 新株予約権の行使により発行する株式の発行価額 1個につき61,740円</p> <p>(7) 新株予約権の行使により発行する株式の資本組入額 123,480,000円(1個につき30,870円、1株につき30,870円)</p> <p>(8) 行使請求期間 平成18年9月15日から平成20年9月14日</p> <p>(9) 譲渡制限 本新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を得るものとする。</p> <p>(10) 発行価額及び新株予約権の行使の際の払込金額の算定理由 本新株予約権の行使価額及び本新株予約権の行使期間により払込期日より6ヶ月間行使が制限されていること、その他本新株予約権の内容を考慮して、一般的な価格算定モデルであるブラック・ショールズ・モデルによる算定結果を参考に、本新株予約権の発行により企図される目的が達成される限度で、1,176円を本新株予約権1個の発行価額とした。また、本新株予約権の行使に際して払込をなすべき額は平成18年2月24日の大阪証券取引所ヘラクレス市場における当社株式の取引の終値を3%上回る額とした。</p>		

前中間連結会計期間 (自 平成17年7月1日 至 平成17年12月31日)	当中間連結会計期間 (自 平成18年7月1日 至 平成18年12月31日)	前連結会計年度 (自 平成17年7月1日 至 平成18年6月30日)
	<p>1 株式会社気象サービスの売却について</p> <p>平成19年3月7日開催の株式会社気象サービス臨時取締役会及び平成19年3月7日開催の当社臨時取締役会において、連結子会社である株式会社気象サービスの株式譲渡を決議し、平成19年3月15日付にて売却を実施いたしました。その概要は以下のとおりであります。</p> <p>(1) 譲渡の理由</p> <p>株式会社気象サービスの代表取締役である池田 徹氏よりマネジメントバイアウトの申し出を受け、株式会社気象サービスの経営権を池田 徹氏に委ねることで合意いたしました。</p> <p>当該譲渡はマーケティング、プロモーション、メディア等のサービス体制及び顧客コンタクト機能を担うITサービス基盤の更なる強化を目指し、より相乗効果が期待できる新規事業の開拓も視野に入れながら、事業再編を推進していく方針に基づくものであります。また、株式会社気象サービスにとって長期的展望に基づく事業運営を行う上でメリットが大きいと判断し、当社が保有する全株式を譲渡することといたしました。</p> <p>(2) 売却する相手の名称 株式会社気象サービス</p> <p>(3) 売却の時期 平成19年3月15日</p> <p>(4) 当該子会社の名称、事業内容及び会社との取引内容 当該子会社 株式会社気象サービスの名称 サービス 事業内容 データベース関連事業 取引内容 同社への総務関連業務</p>	

前中間連結会計期間 (自 平成17年7月1日 至 平成17年12月31日)	当中間連結会計期間 (自 平成18年7月1日 至 平成18年12月31日)	前連結会計年度 (自 平成17年7月1日 至 平成18年6月30日)
	(5) 売却する株式の数、売却価額、売却損益及び売却後の持分比率 売却する株式の数 3,520株 売却価額 270,000千円 売却益 20,080千円 売却後の持分比率 %	

(2) 【その他】

該当事項はありません。

2 【中間財務諸表等】

(1) 【中間財務諸表】

【中間貸借対照表】

区分	注記 番号	前中間会計期間末 (平成17年12月31日)		当中間会計期間末 (平成18年12月31日)		前事業年度 要約貸借対照表 (平成18年6月30日)	
		金額(千円)	構成比 (%)	金額(千円)	構成比 (%)	金額(千円)	構成比 (%)
(資産の部)							
流動資産							
1 現金及び預金		533,648		366,380		714,835	
2 その他		236,132		102,754		41,698	
流動資産合計		769,780	38.2	469,134	30.3	756,534	38.6
固定資産							
1 有形固定資産	1	26,685		26,892		29,310	
2 無形固定資産		2,073		1,712		1,892	
3 投資その他の資産							
(1) 関係会社株式		1,138,727		937,271		1,036,542	
(2) その他		75,618		111,853		134,853	
投資その他の資産 合計		1,214,345		1,049,124		1,171,395	
固定資産合計		1,243,104	61.8	1,077,729	69.7	1,202,599	61.4
資産合計		2,012,884	100.0	1,546,864	100.0	1,959,134	100.0

区分	注記 番号	前中間会計期間末 (平成17年12月31日)		当中間会計期間末 (平成18年12月31日)		前事業年度 要約貸借対照表 (平成18年6月30日)	
		金額(千円)	構成比 (%)	金額(千円)	構成比 (%)	金額(千円)	構成比 (%)
(負債の部)							
流動負債							
1 未払法人税等		3,049		1,533		4,413	
2 その他		18,175		22,577		317,773	
流動負債合計		21,224	1.1	24,111	1.6	322,187	16.4
負債合計		21,224	1.1	24,111	1.6	322,187	16.4
(資本の部)							
資本金		1,126,748	56.0	-	-	-	-
資本剰余金							
1 資本準備金		416,237		-		-	
2 その他資本剰余金		663,698		-		-	
資本剰余金合計		1,079,936	53.6	-	-	-	-
利益剰余金							
1 中間未処理損失		208,171		-		-	
利益剰余金合計		208,171	10.4	-	-	-	-
自己株式		6,853	0.3	-	-	-	-
資本合計		1,991,660	98.9	-	-	-	-
負債及び資本 合計		2,012,884	100.0	-	-	-	-

区分	注記 番号	前中間会計期間末 (平成17年12月31日)		当中間会計期間末 (平成18年12月31日)		前事業年度 要約貸借対照表 (平成18年6月30日)	
		金額(千円)	構成比 (%)	金額(千円)	構成比 (%)	金額(千円)	構成比 (%)
(純資産の部)							
株主資本							
1 資本金		-	-	1,133,011	73.2	1,132,885	57.8
2 資本剰余金							
(1) 資本準備金		-	-	284,297		434,171	
(2) その他資本剰余金		-	-	813,698		663,698	
資本剰余金合計		-	-	1,097,996	71.0	1,097,870	56.1
3 利益剰余金							
(1) その他利益剰余金							
繰越利益剰余金		-	-	325,822		318,214	
利益剰余金合計		-	-	325,822	21.1	318,214	16.2
4 自己株式		-	-	395,352	25.5	289,605	14.8
株主資本合計		-	-	1,509,831	97.6	1,622,935	82.9
新株予約権		-	-	12,921	0.8	14,011	0.7
純資産合計		-	-	1,522,752	98.4	1,636,946	83.6
負債純資産合計		-	-	1,546,864	100.0	1,959,134	100.0

【中間損益計算書】

区分	注記 番号	前中間会計期間 (自 平成17年 7月 1日 至 平成17年12月31日)		当中間会計期間 (自 平成18年 7月 1日 至 平成18年12月31日)		前事業年度 要約損益計算書 (自 平成17年 7月 1日 至 平成18年 6月30日)				
		金額(千円)	百分比 (%)	金額(千円)	百分比 (%)	金額(千円)	百分比 (%)			
営業収益			124,000	100.0		96,006	100.0		226,006	100.0
営業費用			105,769	85.3		110,580	115.2		198,946	88.0
営業利益又は営業 損失()			18,230	14.7		14,574	15.2		27,059	12.0
営業外収益	1		2,931	2.4		1,903	2.0		5,847	2.6
営業外費用	2		2,158	1.8		874	0.9		9,489	4.2
経常利益又は経常 損失()			19,003	15.3		13,546	14.1		23,417	10.4
特別利益	3					6,428	6.7			
特別損失	4		45,076	36.3					159,058	70.4
税引前中間(当期) 純損失			26,072	21.0		7,118	7.4		135,640	60.0
法人税、住民税及 び事業税		475			489			950		
法人税等調整額			475	0.4		489	0.5		950	0.4
中間(当期)純損失			26,548	21.4		7,608	7.9		136,591	60.4
前期繰越損失			181,623							
中間未処理損失			208,171							

【中間株主資本等変動計算書】

当中間会計期間（自 平成18年7月1日 至 平成18年12月31日）

（単位：千円）

	株主資本							株主資本合計
	資本金	資本剰余金			利益剰余金		自己株式	
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計		
前事業年度末残高	1,132,885	434,171	663,698	1,097,870	318,214	318,214	289,605	1,622,935
当中間会計期間中の変動額								
新株の発行	125	125		125				251
資本準備金からその他資本剰余金への振替		150,000	150,000					
中間純損失					7,608	7,608		7,608
自己株式の取得							105,747	105,747
株主資本以外の項目の当中間会計期間中の変動額（純額）								
当中間会計期間中の変動額合計	125	149,874	150,000	125	7,608	7,608	105,747	113,103
当中間会計期間末残高	1,133,011	284,297	813,698	1,097,996	325,822	325,822	395,352	1,509,831

	新株予約権	純資産合計
前事業年度末残高	14,011	1,636,946
当中間会計期間中の変動額		
新株の発行		251
資本準備金からその他資本剰余金への振替		
中間純損失		7,608
自己株式の取得		105,747
株主資本以外の項目の当中間会計期間中の変動額（純額）	1,090	1,090
当中間会計期間中の変動額合計	1,090	114,193
当中間会計期間末残高	12,921	1,522,752

前事業年度（自 平成17年7月1日 至 平成18年6月30日）

（単位：千円）

	株主資本							株主資本合計
	資本金	資本剰余金			利益剰余金		自己株式	
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計		
前事業年度末残高	948,027	448,517	439,567	888,084	181,623	181,623	88,354	1,566,133
当事業年度中の変動額								
新株の発行	184,858	184,856		184,856				369,714
株式交換に伴う新株発行		11,797		11,797				11,797
剰余金の配当			65,918	65,918				65,918
資本準備金からその他資本剰余金への振替		211,000	211,000					
当期純損失					136,591	136,591		136,591
自己株式の処分			79,049	79,049			88,354	167,404
自己株式の取得							289,605	289,605
株主資本以外の項目の当事業年度の変動額（純額）								
当事業年度の変動額合計	184,858	14,345	224,131	209,785	136,591	136,591	201,250	56,802
当事業年度末残高	1,132,885	434,171	663,698	1,097,870	318,214	318,214	289,605	1,622,935

	新株予約権	純資産合計
前事業年度末残高		1,566,133
当事業年度中の変動額		
新株の発行		369,714
株式交換に伴う新株発行		11,797
剰余金の配当		65,918
資本準備金からその他資本剰余金への振替		
当期純損失		136,591
自己株式の処分		167,404
自己株式の取得		289,605
株主資本以外の項目の当事業年度の変動額（純額）	14,011	14,011
当事業年度の変動額合計	14,011	70,813
当事業年度末残高	14,011	1,636,946

中間財務諸表作成の基本となる重要な事項

	前中間会計期間 (自 平成17年7月1日 至 平成17年12月31日)	当中間会計期間 (自 平成18年7月1日 至 平成18年12月31日)	前事業年度 (自 平成17年7月1日 至 平成18年6月30日)
1 資産の評価基準及び評価方法	有価証券 イ 子会社株式 移動平均法による原価法 ロ その他有価証券 時価のないもの 移動平均法による原価法	有価証券 イ 子会社株式 同左 ロ その他有価証券 時価のないもの 同左	有価証券 イ 子会社株式 同左 ロ その他有価証券 時価のないもの 同左
2 固定資産の減価償却の方法	(1) 有形固定資産 定率法によっております。 なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。 建物(建物付属設備) 15年 器具及び備品 6年 (2) 無形固定資産 自社利用のソフトウェア 社内における見込利用可能期間(5年)に基づく定額法によっております。	(1) 有形固定資産 同左 (2) 無形固定資産 自社利用のソフトウェア 同左	(1) 有形固定資産 同左 (2) 無形固定資産 自社利用のソフトウェア 同左
3 リース取引の処理方法	リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。	同左	同左
4 その他中間財務諸表(財務諸表)作成のための基本となる重要な事項	消費税等の会計処理 消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。 なお、仮払消費税等と仮受消費税等は相殺し、中間貸借対照表上、流動負債の「その他」に含めて表示しております。	消費税等の会計処理 同左	消費税等の会計処理 消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。

中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項の変更

<p>前中間会計期間 (自 平成17年7月1日 至 平成17年12月31日)</p>	<p>当中間会計期間 (自 平成18年7月1日 至 平成18年12月31日)</p>	<p>前事業年度 (自 平成17年7月1日 至 平成18年6月30日)</p>
<p>(固定資産の減損に係る会計基準) 当中間会計期間より、「固定資産の減損に係る会計基準」(「固定資産の減損に係る会計基準の設定に関する意見書」(企業会計審議会 平成14年8月9日))及び「固定資産の減損に係る会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第6号)を適用しております。 これによる損益に与える影響はありません。</p>		<p>(固定資産の減損に係る会計基準) 当事業年度より、「固定資産の減損に係る会計基準」(「固定資産の減損に係る会計基準の設定に関する意見書」(企業会計審議会 平成14年8月9日))及び「固定資産の減損に係る会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第6号 平成15年10月31日)を適用しております。 これによる損益に与える影響はありません。</p>
		<p>(貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準) 当事業年度より、「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準第5号 平成17年12月9日)及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(企業会計基準適用指針第8号 平成17年12月9日)を適用しております。 従来の資本の部の合計に相当する金額は1,622,935千円であります。 なお、財務諸表等規則の改正により、当事業年度における貸借対照表の純資産の部については、改正後の財務諸表等規則により作成しております。</p>
		<p>(ストック・オプション等に関する会計基準) 当事業年度より、「ストック・オプション等に関する会計基準」(企業会計基準第8号 平成17年12月27日)及び「ストック・オプション等に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第11号 平成17年12月27日)を適用しております。 これによる損益に与える影響はありません。</p>

表示方法の変更

<p>前中間会計期間 (自 平成17年7月1日 至 平成17年12月31日)</p>	<p>当中間会計期間 (自 平成18年7月1日 至 平成18年12月31日)</p>
<p>前中間会計期間末において区分掲記しておりました貸借対照表の流動資産の「有価証券」については、当中間会計期間において資産の合計額の5/100以下となったため、当中間会計期間より流動資産の「その他」に含めて表示しております。</p> <p>なお、当中間会計期間末の流動資産の「その他」に含まれる「有価証券」は100,001千円であります。</p>	
<p>前中間会計期間末において区分掲記しておりました貸借対照表の流動資産の「未収入金」については、当中間会計期間において資産の合計額の5/100以下となったため、当中間会計期間より流動資産の「その他」に含めて表示しております。</p> <p>なお、当中間会計期間末の流動資産の「その他」に含まれる「未収入金」は71,941千円であります。</p>	

注記事項

(中間貸借対照表関係)

前中間会計期間末 (平成17年12月31日)	当中間会計期間末 (平成18年12月31日)	前事業年度末 (平成18年6月30日)
1 有形固定資産の減価償却累計額 6,925千円	1 有形固定資産の減価償却累計額 12,676千円	1 有形固定資産の減価償却累計額 9,847千円

(中間損益計算書関係)

前中間会計期間 (自平成17年7月1日 至平成17年12月31日)	当中間会計期間 (自平成18年7月1日 至平成18年12月31日)	前事業年度 (自平成17年7月1日 至平成18年6月30日)
1 営業外収益のうち重要なものは次のと おりであります。 受取利息 516千円 投資有価証券売却益 1,900千円	1 営業外収益のうち重要なものは次のと おりであります。 受取利息 638千円 未払配当金除斥益 658千円 受取出向料 443千円	1 営業外収益のうち重要なものは次のと おりであります。 受取利息 1,421千円 投資有価証券売却益 1,918千円 為替差益 1,992千円
2 営業外費用のうち重要なものは次のと おりであります。 支払利息 247千円 新株発行費 1,882千円	2 営業外費用のうち重要なものは次のと おりであります。 支払利息 606千円 自己株式取得手数料 211千円	2 営業外費用のうち重要なものは次のと おりであります。 支払利息 2,346千円 新株発行費 6,548千円
3	3 特別利益のうち重要なものは次のと おりであります。 外形標準課税還付金 6,428千円	3
4 特別損失のうち重要なものは次のと おりであります。 関係会社株式評価損 45,076千円	4	4 特別損失のうち重要なものは次のと おりであります。 関係会社株式評価損 159,058千円
5 減価償却実施額は次のとおりでありま す。 有形固定資産 2,166千円 無形固定資産 180千円	5 減価償却実施額は次のとおりでありま す。 有形固定資産 2,961千円 無形固定資産 180千円	5 減価償却実施額は次のとおりでありま す。 有形固定資産 5,089千円 無形固定資産 361千円

(中間株主資本等変動計算書関係)

当中間会計期間(自 平成18年7月1日 至 平成18年12月31日)

自己株式の種類及び株式数に関する事項

	前期末株式数 (株)	当中間会計期間増加 株式数(株)	当中間会計期間減少 株式数(株)	当中間会計期間末株 式数(株)
普通株式 (注)	5,332	3,248		8,580
合計	5,332	3,248		8,580

(注) 普通株式の自己株式の株式数の増加3,248株は、取締役会決議に基づく買付によるものであります。

前事業年度(自 平成17年7月1日 至 平成18年6月30日)

自己株式の種類及び株式数に関する事項

	前期末株式数 (株)	当期増加株式数 (株)	当期減少株式数 (株)	当期末株式数 (株)
普通株式 (注) 1、2	3,238	5,332	3,238	5,332
合計	3,238	5,332	3,238	5,332

(注) 1. 普通株式の自己株式の株式数の増加5,332株は、市場からの買取りによる増加であります。

2. 普通株式の自己株式の株式数の減少3,238株は、株式会社オルタスクリエイトの株式取得の対価として使用したことによる減少であります。

(リース取引関係)

前中間会計期間 (自 平成17年7月1日 至 平成17年12月31日)	当中間会計期間 (自 平成18年7月1日 至 平成18年12月31日)	前事業年度 (自 平成17年7月1日 至 平成18年6月30日)
リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引 重要なリース取引がないため、記載を省略しております。	リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引 同左	リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引 同左

(有価証券関係)

前中間会計期間末(平成17年12月31日)

子会社株式で時価のあるものはありません。

当中間会計期間末(平成18年12月31日)

子会社株式で時価のあるものはありません。

前事業年度末(平成18年6月30日)

子会社株式で時価のあるものはありません。

(1株当たり情報)

前中間会計期間 (自 平成17年7月1日 至 平成17年12月31日)	当中間会計期間 (自 平成18年7月1日 至 平成18年12月31日)	前事業年度 (自 平成17年7月1日 至 平成18年6月30日)
1株当たり純資産額 13,960円20銭 1株当たり中間純損失 195円48銭 潜在株式調整後1株当たり中間純利益については、1株当たり中間純損失であるため、記載していません。	1株当たり純資産額 10,711円14銭 1株当たり中間純損失 53円22銭 潜在株式調整後1株当たり中間純利益については、1株当たり中間純損失であるため、記載していません。	1株当たり純資産額 11,254円99銭 1株当たり当期純損失 978円91銭 潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、1株当たり当期純損失であるため記載していません。

(注) 1株当たり中間(当期)純損失の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前中間会計期間 (自 平成17年7月1日 至 平成17年12月31日)	当中間会計期間 (自 平成18年7月1日 至 平成18年12月31日)	前事業年度 (自 平成17年7月1日 至 平成18年6月30日)
中間(当期)純損失(千円)	26,548	7,608	136,591
普通株主に帰属しない金額(千円)			
普通株式に係る中間(当期)純損失(千円)	26,548	7,608	136,591
普通株式の期中平均株式数(株)	135,808	142,945	139,534
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり中間(当期)純利益の算定に含めなかった潜在株式の概要	新株予約権2種類 (新株予約権の個数 1,012個) なお、これらの概要は、「新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。	新株予約権8種類 (新株予約権の個数 20,318個) なお、これらの概要は、「新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。	新株予約権4種類 (新株予約権の数 6,402個) これらの概要は、「第4 提出会社の状況 1 株式等の状況 (2) 新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。

(重要な後発事象)

前中間会計期間 (自 平成17年7月1日 至 平成17年12月31日)	当中間会計期間 (自 平成18年7月1日 至 平成18年12月31日)	前事業年度 (自 平成17年7月1日 至 平成18年6月30日)
<p>1 第三者割当による新株予約権の発行について</p> <p>当社は、平成18年2月20日開催の当社取締役会において、第三者割当による新株予約権の発行を決議しております。</p> <p>新株予約権の内容</p> <p>(1) 新株予約権の目的たる株式の種類及び数の種類及び数 普通株式 9,800株 (新株予約権 1個につき 1株)</p> <p>(2) 新株予約権の発行価額 1個につき1,004円 (1株につき1,004円)</p> <p>(3) 新株予約権の割当先及び割当数 当社及び完全子会社の役員25名 9,800個</p> <p>(4) 払込期日 平成18年3月9日</p> <p>(5) 新株予約権の行使の際の払込金額 1個につき51,706円 (1株につき51,706円)</p> <p>(6) 新株予約権の行使により発行する株式の発行価額 1個につき52,710円</p> <p>(7) 新株予約権の行使により発行する株式の資本組入額 258,279,000円 (1個につき26,355円、1株につき26,355円)</p> <p>(8) 行使請求期間 平成18年9月9日から平成20年9月8日</p>		

<p>前中間会計期間 (自 平成17年7月1日 至 平成17年12月31日)</p>	<p>当中間会計期間 (自 平成18年7月1日 至 平成18年12月31日)</p>	<p>前事業年度 (自 平成17年7月1日 至 平成18年6月30日)</p>
<p>(9) 譲渡制限 本新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を得るものとする。</p> <p>(10) 発行価額及び新株予約権の行使の際の払込金額の算定理由 本新株予約権の行使価額及び本新株予約権の行使期間により払込期日より6ヶ月間行使が制限されていること、その他本新株予約権の内容を考慮して、一般的な価格算定モデルであるブラック・ショールズ・モデルによる算定結果を参考に、本新株予約権の発行により企図される目的が達成される限度で、1,004円を本新株予約権1個の発行価額とした。また、本新株予約権の行使に際して払込をなすべき額は平成18年2月20日の大阪証券取引所ヘラクレス市場における当社株式の取引の終値を3%上回る額とした。</p> <p>2 株式会社イー・アライアンスの買収について 当社は、平成18年2月24日開催の当社取締役会において、当社のM&Aにおける企業の価値評価を迅速に遂行すること等を目的として、平成18年3月30日付で、株式会社イー・アライアンスの株式を取得し、子会社化する方針を決議し、同日、同社との間で株式交換契約書を締結いたしました。</p> <p>(1) 株式交換の内容 当社を完全親会社とし、株式会社イー・アライアンスを完全子会社とする株式交換であります。</p> <p>(2) 株式交換日 平成18年3月30日</p>		

<p>前中間会計期間 (自 平成17年 7月 1日 至 平成17年12月31日)</p>	<p>当中間会計期間 (自 平成18年 7月 1日 至 平成18年12月31日)</p>	<p>前事業年度 (自 平成17年 7月 1日 至 平成18年 6月30日)</p>						
<p>(3) 株式交換比率 株式会社イー・アライアンスの株式 1 株に対して、当社株式27株を割当交付いたします。</p> <p>また、株式交換比率については第三者機関である田中法律会計事務所へ依頼し、その算定結果をもとに両者協議のうえ決定いたしました。</p> <p>(4) 発行株式数 株式交換により発行する新株式数は6,480株であります。この株式数は、当社の株価平均値（発行決議直前 1 ヶ月間の終値である54,748円）に基づいて決定しております。</p> <p>(5) 増加すべき資本金 当社が株式交換により増加すべき資本金はありません。</p> <p>(6) 株式交換交付金 株式交換交付金の支払いはありません。</p> <p>(7) 株式会社イー・アライアンスの資産・負債の状況 (平成17年12月31日)</p> <table border="0"> <tr> <td>資産合計</td> <td>22,233千円</td> </tr> <tr> <td>負債合計</td> <td>10,435千円</td> </tr> <tr> <td>資本合計</td> <td>11,797千円</td> </tr> </table> <p>3 第三者割当による新株予約権の発行について 当社は、平成18年 2月24日開催の当社取締役会において、第三者割当による新株予約権の発行を決議しております。</p> <p>新株予約権の内容</p> <p>(1) 新株予約権の目的たる株式の種類及び数の種類及び数 普通株式 4,000株（新株予約権 1 個につき 1 株）</p> <p>(2) 新株予約権の発行価額 1 個につき1,176円（1 株につき1,176円）</p> <p>(3) 新株予約権の割当先及び割当数 平成18年 3月30日付けで完全子会社となる予定の株式会社イー・アライアンスの役職員 6 名 4,000個</p>	資産合計	22,233千円	負債合計	10,435千円	資本合計	11,797千円		
資産合計	22,233千円							
負債合計	10,435千円							
資本合計	11,797千円							

<p>前中間会計期間 (自 平成17年 7月 1日 至 平成17年12月31日)</p>	<p>当中間会計期間 (自 平成18年 7月 1日 至 平成18年12月31日)</p>	<p>前事業年度 (自 平成17年 7月 1日 至 平成18年 6月30日)</p>
<p>(4) 払込期日 平成18年 3月15日</p> <p>(5) 新株予約権の行使の際の払込金額 1個につき60,564円(1株につき60,564円)</p> <p>(6) 新株予約権の行使により発行する株式の発行価額 1個につき61,740円</p> <p>(7) 新株予約権の行使により発行する株式の資本組入額 123,480,000円(1個につき30,870円、1株につき30,870円)</p> <p>(8) 行使請求期間 平成18年 9月15日から平成20年 9月14日</p> <p>(9) 譲渡制限 本新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を得るものとする。</p> <p>(10) 発行価額及び新株予約権の行使の際の払込金額の算定理由 本新株予約権の行使価額及び本新株予約権の行使期間により払込期日より6ヶ月間行使が制限されていること、その他本新株予約権の内容を考慮して、一般的な価格算定モデルであるブラック・ショールズ・モデルによる算定結果を参考に、本新株予約権の発行により企図される目的が達成される限度で、1,176円を本新株予約権1個の発行価額とした。また、本新株予約権の行使に際して払込をなすべき額は平成18年 2月24日の大阪証券取引所ヘラクレス市場における当社株式の取引の終値を3%上回る額とした。</p>		

前中間会計期間 (自 平成17年7月1日 至 平成17年12月31日)	当中間会計期間 (自 平成18年7月1日 至 平成18年12月31日)	前事業年度 (自 平成17年7月1日 至 平成18年6月30日)
	<p>1 株式会社気象サービスの売却について</p> <p>平成19年3月7日開催の株式会社気象サービス臨時取締役会及び平成19年3月7日開催の当社臨時取締役会において、連結子会社である株式会社気象サービスの株式譲渡を決議し、平成19年3月15日付にて売却を実施いたしました。その概要は以下のとおりであります。</p> <p>(1) 譲渡の理由</p> <p>株式会社気象サービスの代表取締役である池田 徹氏よりマネジメントバイアウトの申し出を受け、株式会社気象サービスの経営権を池田 徹氏に委ねることで合意いたしました。</p> <p>当該譲渡はマーケティング、プロモーション、メディア等のサービス体制及び顧客コンタクト機能を担うITサービス基盤の更なる強化を目指し、より相乗効果が期待できる新規事業の開拓も視野に入れながら、事業再編を推進していく方針に基づくものであります。また、株式会社気象サービスにとって長期的展望に基づく事業運営を行う上でメリットが大きいと判断し、当社が保有する全株式を譲渡することといたしました。</p> <p>(2) 売却する相手の名称 株式会社気象サービス</p> <p>(3) 売却の時期 平成19年3月15日</p> <p>(4) 当該子会社の名称、事業内容及び会社との取引内容 当該子会社 株式会社気象サービスの名称 サービス 事業内容 データベース関連事業 取引内容 同社への総務関連業務</p>	

前中間会計期間 (自 平成17年7月1日 至 平成17年12月31日)	当中間会計期間 (自 平成18年7月1日 至 平成18年12月31日)	前事業年度 (自 平成17年7月1日 至 平成18年6月30日)
	(5) 売却する株式の数、売却価 額、売却損益及び売却後の持 分比率 売却する株 式の数 3,520株 売却価額 270,000千円 売却益 20,080千円 売却後の持 分比率 %	

(2) 【その他】

該当事項はありません。

第6【提出会社の参考情報】

当中間会計期間の開始日から半期報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

(1)	自己株券買付状況報告書	報告期間	自 平成18年 6 月 1 日 至 平成18年 6 月30日	平成18年 7 月13日 関東財務局長に提出
(2)	自己株券買付状況報告書	報告期間	自 平成18年 7 月 1 日 至 平成18年 7 月31日	平成18年 8 月11日 関東財務局長に提出
(3)	自己株券買付状況報告書	報告期間	自 平成18年 8 月 1 日 至 平成18年 8 月31日	平成18年 9 月 8 日 関東財務局長に提出
(4)	有価証券報告書 及びその添付書類	事業年度 (第20期)	自 平成17年 7 月 1 日 至 平成18年 6 月30日	平成18年 9 月29日 関東財務局長に提出
(5)	有価証券報告書の訂正 報告書	事業年度(第20期)(自 平成17年 7 月 1 日 至 平成18年 6 月30日)の有価証 券報告書に係る訂正報告書であります。		平成18年10月 3 日 関東財務局長に提出
(6)	自己株券買付状況報告 書の訂正報告書	平成18年 9 月 8 日提出の自己株券買付状 況報告書に係る訂正報告書であります。		平成18年10月12日 関東財務局長に提出
(7)	自己株券買付状況報告 書	報告期間	自 平成18年 9 月 1 日 至 平成18年 9 月30日	平成18年10月12日 関東財務局長に提出
(8)	自己株券買付状況報告 書	報告期間	自 平成18年11月 1 日 至 平成18年11月30日	平成18年12月11日 関東財務局長に提出
(9)	自己株券買付状況報告 書	報告期間	自 平成18年12月 1 日 至 平成18年12月31日	平成19年 1 月11日 関東財務局長に提出
(10)	自己株券買付状況報告 書	報告期間	自 平成19年 1 月 1 日 至 平成19年 1 月31日	平成19年 1 月31日 関東財務局長に提出
(11)	自己株券買付状況報告 書	報告期間	自 平成19年 2 月 1 日 至 平成19年 2 月28日	平成19年 2 月28日 関東財務局長に提出

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の中間監査報告書

平成18年3月13日

株式会社フュージョンパートナー

取締役会 御中

監査法人 トーマツ

指定社員
業務執行社員 公認会計士 米 澤 英 樹 印

指定社員
業務執行社員 公認会計士 津 田 良 洋 印

当監査法人は、証券取引法第193条の2の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社フュージョンパートナーの平成17年7月1日から平成18年6月30日までの連結会計年度の中間連結会計期間（平成17年7月1日から平成17年12月31日まで）に係る中間連結財務諸表、すなわち、中間連結貸借対照表、中間連結損益計算書、中間連結剰余金計算書及び中間連結キャッシュ・フロー計算書について中間監査を行った。この中間連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間連結財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間連結財務諸表には全体として中間連結財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間連結財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社フュージョンパートナー及び連結子会社の平成17年12月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間連結会計期間（平成17年7月1日から平成17年12月31日まで）の経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

追記情報

重要な後発事象に記載されているとおり、会社は平成18年2月24日開催の取締役会において、株式会社イー・アライアンスを完全子会社とする株式交換を決議し、同日付で株式交換契約書を締結している。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

独立監査人の中間監査報告書

平成19年3月13日

株式会社フュージョンパートナー
取締役会 御中

太陽 A S G 監査法人

代表社員 公認会計士 高 木 勇 印
業務執行社員

業務執行社員 公認会計士 北 垣 栄 一 印

当監査法人は、証券取引法第193条の2の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社フュージョンパートナーの平成18年7月1日から平成19年6月30日までの連結会計年度の中間連結会計期間（平成18年7月1日から平成18年12月31日まで）に係る中間連結財務諸表、すなわち、中間連結貸借対照表、中間連結損益計算書、中間連結株主資本等変動計算書及び中間連結キャッシュ・フロー計算書について中間監査を行った。この中間連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間連結財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間連結財務諸表には全体として中間連結財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間連結財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社フュージョンパートナー及び連結子会社の平成18年12月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間連結会計期間（平成18年7月1日から平成18年12月31日まで）の経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

追記情報

重要な後発事象に記載されているとおり、会社は平成19年3月7日開催の取締役会において、連結子会社である株式会社気象サービスの株式譲渡を決議している。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

独立監査人の中間監査報告書

平成18年3月13日

株式会社フュージョンパートナー

取締役会 御中

監査法人 トーマツ

指定社員
業務執行社員 公認会計士 米 澤 英 樹 印

指定社員
業務執行社員 公認会計士 津 田 良 洋 印

当監査法人は、証券取引法第193条の2の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社フュージョンパートナーの平成17年7月1日から平成18年6月30日までの第20期事業年度の中間会計期間（平成17年7月1日から平成17年12月31日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表及び中間損益計算書について中間監査を行った。この中間財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社フュージョンパートナーの平成17年12月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（平成17年7月1日から平成17年12月31日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

追記情報

重要な後発事象に記載されているとおり、会社は平成18年2月24日開催の取締役会において、株式会社イー・アライアンスを完全子会社とする株式交換を決議し、同日付で株式交換契約書を締結している。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

独立監査人の中間監査報告書

平成19年3月13日

株式会社フュージョンパートナー
取締役会 御中

太陽 A S G 監査法人

代表社員 公認会計士 高 木 勇 印
業務執行社員

業務執行社員 公認会計士 北 垣 栄 一 印

当監査法人は、証券取引法第193条の2の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社フュージョンパートナーの平成18年7月1日から平成19年6月30日までの第21期事業年度の中間会計期間（平成18年7月1日から平成18年12月31日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書及び中間株主資本等変動計算書について中間監査を行った。この中間財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社フュージョンパートナーの平成18年12月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（平成18年7月1日から平成18年12月31日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

追記情報

重要な後発事象に記載されているとおり、会社は平成19年3月7日開催の取締役会において、連結子会社である株式会社気象サービスの株式譲渡を決議している。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。